

# 原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会

## 第1次報告書

原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会

平成20年12月15日



文部科学省



# 原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会 第1次報告書

## 目 次

はじめに .....	1
<b>第1章 原子力損害賠償制度を巡る情勢</b>	
1. JCO臨界事故に係る原子力損害の賠償 .....	2
(1) JCO臨界事故の概要	
(2) 賠償に係る対応の概要	
(3) 今回の検討において反映すべきJCO臨界事故の教訓	
2. 原子力損害賠償に関する国際動向 .....	6
(1) 国際条約の概要	
(2) 今回の検討で考慮すべき国際動向	
<b>第2章 原子力損害賠償制度の見直しに関する事項</b>	
1. 原賠法第20条の適用期限の延長 .....	10
2. 賠償措置額の見直し .....	11
(1) 法定措置額の引上げ	
(2) 特例額の引上げ	
(3) 補償契約に係る補償料率の引下げ	
3. 事業行為の終了後の事業廃止段階での損害賠償措置の合理化 .....	14
(1) 損害賠償措置の見直しの方向性	
(2) 事業行為終了後の損害賠償措置規制の合理化	
(3) 新たな賠償措置額の適用に当たっての文部科学大臣による確認	
4. 紛争の自主的な解決の促進のための賠償の参考となる指針の策定 ...	18
(1) 円滑な紛争解決の支援システムの構築	
(2) 紛争審査会による賠償の参考となる指針の策定の制度化	

5. 補償契約に係る業務の損害保険会社への一部委託 .....	22
(1) 補償契約事務の円滑化の必要性	
(2) 保険業法を踏まえた損害保険会社への委託制度の創設	
6. 罰則水準の引上げ .....	24
(1) 原賠法の罰則	
(2) 見直しの方向性	
7. その他 .....	25
(1) 除斥期間	
(2) 核燃料物質以外の放射性同位元素の扱い	
第3章 引き続き検討を行う事項	
1. 原子力損害賠償制度の運用ガイドライン（仮称） .....	27
(1) JCO臨界事故の経験を踏まえた損害賠償対応のマニュアル化	
(2) ガイドラインの内容として検討すべき事項の例	
2. 原子力損害賠償に関する国際条約への対応 .....	29
(1) 国際枠組みに関する検討	
(2) 仮に条約の締結を想定した場合の我が国の選択肢	
(3) 仮にCSCの締結を想定した場合の検討すべき論点	
本報告書で用いる略語の一覧 .....	34
本報告書で用いる外国為替レートの一覧 .....	35

## その他

第1次報告書のポイント（概要） .....	36
原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会構成員 .....	39
これまでの審議の経過 .....	40

## 巻末参考資料

我が国の原子力損害賠償制度の概要 .....	44
原子炉の運転等の種類別の賠償措置額・政府補償契約の締結件数 .....	47
原子力損害の賠償に関する法律等の主な改正履歴 .....	48
賠償措置額の推移 .....	49
JCO臨界事故時の原子力損害賠償対応の経緯 .....	50
原子力損害賠償に関する国際条約の概要 .....	54
主要各国の原子力損害賠償制度の概要 .....	55
原子力損害賠償関係法令 .....	56

## はじめに

本報告書は、「原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会」における原子力損害賠償制度の見直しのための検討結果として、次期通常国会に提出すべき法律改正及びこれと併せて行うべき政令改正の基本的内容を示すものである。

この制度は、我が国が原子力発電を初めて導入するに当たって昭和37年に整備された原子力の開発利用に起因する損害の賠償に関する特別の制度であり、万が一の事故により公衆損害が発生した場合における被害の迅速かつ適切な救済を図るべく、原子力の特性を踏まえた救済制度を整備するとともに、原子力事業の健全な発達を図るべく、万が一の賠償リスクを原子力施設の設置許可を受けた原子力事業者に集約することにより原子力関連事業の法的安定基盤を確保したものである。

原子力損害賠償制度の下では、原子力施設の設置許可を受けた原子力事業者が自らの事業遂行に伴って発生した原子力損害について、故意・過失の有無を問わず集中的に賠償責任を負うとともに、原子力事業者は基礎的な賠償原資をあらかじめ確保するため、民間の責任保険の附補と政府補償契約の締結による損害賠償措置を講じておくことが義務付けられている。更に、賠償措置額を超える賠償が必要となり、かつ原子力事業者に十分な資力が無い場合にも被害者の救済に遺漏が無いよう、国による原子力事業者に対する援助の仕組みが設けられるとともに、被害者と原子力事業者の間等で賠償について紛争が生じた場合において専門的見地から和解の仲介を行うために、必要な場合に原子力損害賠償紛争審査会を設置し得ることとされている。

この制度の見直しは、これまで概ね10年毎に行われ、制度の骨格を維持しつつ、責任保険市場の引受能力の拡大や国際動向等を勘案した賠償措置額の引き上げ等の改正が行われてきた。今般の見直しにおいては、この制度の下で初の現実の賠償が行われたJCO臨界事故の経験を踏まえ、今後の運用に耐えて十分に機能できる制度とすべく検討を行った結果、損害賠償措置額の引上げに加え、原子力損害賠償紛争審査会の機能の追加、原子力損害賠償補償契約の一部事務委託制度の創設等の必要性が認められた。

他方、原子力損害賠償制度を適切かつ円滑に機能させるためには、制度の運用面における体制整備も必要であることから、JCO臨界事故から得られた教訓を踏まえて効果的な制度運用の在り方を引き続き検討し、ガイドラインとして取りまとめることが重要である。また、原子力損害賠償に関する国際枠組みについては、我が国が直ちに参加しなければならない状況にはないが、世界的な原子力産業の連携・再編やアジア周辺地域における原子力導入の活発化等の情勢を踏まえれば、我が国にとっての現実的な選択肢である原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)について、具体的な論点整理を進め、将来の本格的検討に備えておくことが重要である。

このため、本検討会としては、本報告書に示された制度改正事項を踏まえた法律改正、政令改正等所要の措置が政府において適切に講じられることを期待するとともに、運用ガイドラインの作成と国際条約への対応について2つのワーキンググループを設置し、引き続き検討を進めていくこととする。

## 第1章 原子力損害賠償制度を巡る情勢

平成11年の前回の原賠法の改正から現在まで約9年が経過したが、その間、国内外において次のような大きな情勢の変化があった。

まず、国内情勢としては平成11年9月30日にJCO臨界事故が発生し、我が国の原子力利用の歴史上初めての臨界事故となり、大きな被害を及ぼしたと同時に、原賠法の制定以来最初にしてこれまで唯一の原子力損害の賠償事例となった。JCO臨界事故を受けて、安全規制や生命・財産の保護の強化という側面においては、原子炉等規制法の改正や原子力災害対策特別措置法の制定がなされ、損害賠償という側面においては、JCOと同等程度の事業行為に対し、賠償措置額を10億円から120億円に引き上げる政令改正が行われた。損害賠償の交渉はその後も継続的に行われてきたが、紛争審査会による和解の仲介はいずれも終了し、裁判上の請求も2件が係属するのみとなった現在、JCO臨界事故に係る原子力損害の賠償の経緯を全体として振り返り、その教訓を今後の原子力損害賠償制度に適切に反映させることが求められている。

また、国際情勢としては、平成16年に改正パリ条約が採択され、ヨーロッパ諸国においては原子力損害の賠償に充てられる資金確保の強化のため、賠償措置額の大幅な引上げを目指す国内法改正が進められており、我が国としても原子力先進国にふさわしい損害賠償措置の充実に向けた検討が必要である。

さらに、原子力カルネッサンスともいわれる世界的な原子力回帰の流れとともに、アジア地域等においても新たに原子力発電を導入・拡大しようとする動きが加速しつつあり、本年5月には原子力産業の実態において我が国と密接な関係にある米国がCSCを批准した等の動きもあり、将来の本格的検討に備えて、本検討会において論点整理を行っていくことが有益である。

### 1. JCO臨界事故に係る原子力損害の賠償

#### (1) JCO臨界事故の概要

平成11年9月30日午前10時35分、株式会社JCO東海事業所の核燃料加工施設である転換試験棟において、ウラン粉末から硝酸ウラニル溶液を製造している際に、この作業に使用すべきでない沈殿槽と呼ばれる設備に制限量を大幅に上回るウラン溶液を投入した結果、我が国初の臨界事故が発生した。

この事故では、瞬間的に大量の核分裂反応が起こり、その後臨界状態停止のための作業が奏功するまでの20時間にわたって緩やかな臨界状態が継続し、周囲に放射線（中性子線・ガンマ線）が放出された。

この事故で3名の従業員が重篤な被ばくを受け、そのうち2名の方が亡くなったほか、この従業員を搬送した消防署員や臨界状態の停止作業に従事した従業員、事故施設周辺の住民等が被ばくした。また、事故現場から半径350m圏内の住民に対して同日午後3時に避難要請が出され、半径10km圏内の住民に対しては同日午後10時30分に屋内退避勧告が出された。

政府は、事故対策本部を設置し、事故の終息と防災対策を実施し、臨界反応を助長していた沈殿槽の冷却水の抜き取りにより、事故発生の翌日10月1日午前8時50分頃に臨界状態の終息が最終的に確認された。

この事故では人的被害に加えて経済活動も大きな影響を被り、事故施設の周辺地域のみならず県内全域において、事業所の休業による営業損害といった直接的影響のほか、事故後においても農水産業や観光業では深刻な風評被害が発生した。こうした状況の下で、JCOに対して多数の損害の賠償請求がなされ、早急な対応が求められた。

## (2) 賠償に係る対応の概要

JCO臨界事故の損害賠償に係る対応の概要は次のとおりである（時系列の対応の流れの詳細は、巻末の参考資料を参照）。事故の直後からJCOに対しては多数の賠償請求がなされたが、当事者間の交渉の行き詰まりが見られたため、国・地方公共団体が交渉を促進するために積極的に関与することとなった。

- JCOに対する賠償請求（被害の申出）の総数は8000件以上あり、請求後の調査や被害者の取下げ等を経た結果、最終的に約7000件が実際の賠償の対象となった。
- JCOが支払った賠償金の総額は約150億円。当時の賠償措置額10億円の保険金を充ててもなおJCOの資力が不足し、親会社（住友金属鉱山株式会社）による資金的支援により賠償が履行された。
- 賠償に関する状況の推移は次のとおりである。
  - ・ 被害者からの請求額の2分の1を基準とする仮払いを年内の平成11年12月までに実施
  - ・ 年明け後に賠償金の確定交渉を開始し、正式な和解〔示談〕の取り交わし
  - ・ 事故から約半年後となる平成12年3月末までに、約6000件の和解が成立
  - ・ 紛争審査会への和解の仲介の申し立ては2件（いずれも合意に至らず。）
  - ・ 裁判上の請求に至った案件は11件（現在係争中のものは2件。）
  - ・ 日本原子力保険プールからの保険金（当時の賠償措置額は10億円。その後の見直しにより現在は120億円。）の支払いは平成12年5月までに完了

また、各関係者の主な対応は、次のとおりである。

### ① JCOの対応

- 事故の混乱や加害者という立場もあり賠償の対応に困難を要した局面も多く、東海村や茨城県による交渉の促進のための支援が不可欠であった。
- 臨界終息後の10月4日に相談窓口を設置した。相談窓口では被害等申出書の受付のみを行った。
- 12月11日に自ら「JCOの補償等の考え方と基準」を示したが、加害者側から一方的に提示された賠償基準は被害者側の反発を招き、事実上受け入れられなかった。
- 年末を控え被害者の不満が高まったことに対応し、国・茨城県・東海村とも協議の上、健康被害に係る経費は年内に全額、その他の損害については原則として請求額の2分の1を年内に仮払いし、年明けから確定支払いを行った。

## ②東海村の対応

- 対策本部の立ち上げや避難要請等の初動対応、具体的な賠償の方法のJCOへの申入れ等、被災者に最も近い立場において、損害の拡大の防止や賠償交渉の仲介役として重要な役割を果たした。
- 「損害賠償対策協議会」の設置等を主導し、さまざまな関係団体と連携しながら賠償交渉を促進する環境を整えた。
- 出荷された農産物等が受取を拒否される事態の発生を受け、10月2日に東海村長から茨城県知事に対して安全宣言の発出を要請し、これを受けて同日、県知事より農産物等の安全宣言が出された。
- 東海村での賠償金の仮払いでは、村職員が交渉の窓口となった。
- 賠償額の確定交渉の場を設け、職員が陪席した。

## ③茨城県の対応

- 当初は補償問題は当事者間の問題との原則を維持する立場であったが、損害範囲の拡大を受け、被害者救済に向けた支援体制を構築した。
- 「JCO臨界事故補償対策室」を設置し、部局横断による応援態勢を整えるとともに対応マニュアル等の準備を行った。
- 東海村以外の賠償金の仮払いでは、県職員が交渉の窓口となった。
- 県内の関係団体と連携して、経済的損害の分析・把握を進めるとともに、損害の拡大を防止するため、情報の提供や広報活動を実施した。
- 一定額（20万円）以上の賠償額の確定交渉について、一部県職員での調整を行うとともに、交渉の場を設けて県職員が陪席した。

## ④国の対応

- 事故発生当日、関係省庁による対策本部を設置した。
- 科学技術庁長官から、JCOの親会社に対し、被害者救済について最大限の支援を行うよう要請した。
- JCOと被害者の間で双方の主張に隔たりの大きかった相当因果関係等に関する認識の共通化を図るため、科学技術庁の委託により「原子力損害調査研究会」が設置・運営され（委託先は日本原子力産業会議（当時）、賠償に関する基本的な考え方を取りまとめて関係者に提供した。
  - ・ 平成11年12月に「中間的な確認事項－営業損害に対する考え方－」を公表し、賠償請求の約7割を占める営業損害に係る交渉の進展に寄与した。特にJCOによる補償基準の提示後の交渉の混乱の沈静化に一定の寄与をした。
  - ・ 平成12年3月に最終的な「報告書」を公表し、損害の費目を特定・分類し、それぞれの相当因果関係の範囲や損害額の算定方法等に関する基本的な考え方を関係者に提供した。
- 原賠法18条に基づき紛争審査会を設置し、申立てのあった2件の賠償に関する紛争について和解の仲介を実施した。
  - ・ 平成11年10月の設置後、平成12年8月から平成15年3月までの間に計5回開催された。
  - ・ 紛争審査会の下に事案ごとに詳細な調査・評価を行う小委員会を設置

- し、第1小委員会は計18回、第2小委員会は計10回開催された。
- ・ 仲介事案はいずれも納豆製造販売会社の自社製品の販売の落ち込みに係る損害賠償請求で、額の算定の主張に隔たりがあり、仲介打切りとなった。

#### ⑤日本原子力保険プールの対応

- 10月1日時点でJCO臨界事故に伴う損害について責任保険の支払対象であることを確認し、集中対応体制を構築した。
- JCOから事故被害申出書の提出を受け、損害形態分類表、損害計算書、損害額シミュレーション等の基礎データを整備した。
- 最終的に5000件以上のデータベースを作成し、「原子力損害調査研究会」における検討に供された。
- 賠償対応の促進、保険金支払手続等を説明し、当事者間の交渉をサポートした。

### (3) 今回の検討において反映すべきJCO臨界事故の教訓

今回の原子力損害賠償制度の見直しにおいては、原賠法が適用された唯一の事象であるJCO臨界事故の際の原子力損害の賠償に係る対応を教訓に、制度として受け止めるべき事項を適切に制度化する必要がある(詳細は第2章)。またそれだけでなく、原子力損害賠償制度の運用に関する事項も含めて、万が一原子力損害が生じた場合に関係者に期待される行動等を整理して汎用化・マニュアル化することが重要である。このため、本検討会ではワーキング・グループを設置し、さらなる検討を経て原子力損害賠償制度に関する「運用ガイドライン(仮称)」をとりまとめることとする(詳細は第3章1.)。

これらの内容をJCO臨界事故との関連でまとめると、概ね次のとおりとなる。

- 事業者の資力が不足し、親会社による資金的支援があつて賠償が履行された事実を踏まえると、国民の理解を得ながら原子力利用を進めるための基盤として、損害賠償措置の充実・強化が必要である。  
※ なお、当時のJCOが該当する5%以上の濃縮ウランの加工に係る賠償措置額は、平成12年に120億円に引き上げられている。  
(⇒ 法律改正・政令改正により、賠償措置額の引上げ)
- 原子力損害が発生した初期段階において、事故の態様・規模等に応じ、どの程度の賠償が必要となるか、どのような被害が中心となるか等の全体状況を把握し、円滑な賠償に向けての対応を検討していく必要がある。  
(⇒ 法律改正により、紛争審査会の調査機能を追加)  
(⇒ ガイドラインにより、被害状況の把握方法等を整理)
- 現場の混乱や被害者・加害者の特殊な心理状態の中で、当事者間の冷静な交渉の開始や類似事案の解決の迅速化、公平の確保、請求の内容に関する不安・因果関係の立証負担の軽減等に資するため、損害の範囲、損害額の算定方法等に関する基本的な考え方が中立的・専門的な立場から提供されることが必要である。  
(⇒ 法律改正により、紛争の自主的な解決の促進のため、

- 紛争審査会による賠償の参考となる指針の策定を制度化)  
 (⇒ ガイドラインにより、原賠法の適用例や原子力損害の類型例を整理)
- 補償契約の補償金支払等の業務は、これまで対象となる事案が生じたことがないため、万が一の際の業務の円滑な遂行を確保するため、損害保険会社の専門的知見や実務経験を活用することが有効である。  
 (⇒ 法律改正により、損害保険会社への補償契約の一部事務委託を創設)  
 (⇒ ガイドラインにより、具体的な事務の協力の在り方を整理)
  - 賠償処理は原則として当事者間に委ねられるものである一方で、当事者だけでの解決には原子力損害の特殊性に起因する限界があり、紛争の自主的な解決を促進するために、原子力損害賠償に関する相談、賠償交渉の場の提供等、国・地方公共団体等による適切な支援が不可欠である。  
 (⇒ ガイドラインにより、関係者の支援・協力の在り方を整理)
  - 紛争の自主的な解決に至らず、和解の仲介の申立てが紛争審査会に寄せられる事案が多数生じる場合に備えて、標準的な手続や実施期間、打切りの判断の目安等をあらかじめ明確化することが必要である。  
 (⇒ ガイドラインにより、紛争審査会の効果的・効率的な運営方策を整理)
  - 当事者間の賠償交渉や事業者による保険金・補償金の請求等の円滑化を図るため、一般的な手続をあらかじめ明確化することが必要である。  
 (⇒ ガイドラインにより、調整の在り方や必要書類を整理)

## 2. 原子力損害賠償に関する国際動向

### (1) 国際条約の概要

原子力損害賠償制度については、各国の国内法に加えて、加盟国間の制度の一定の共通化や国境を越えて生じる原子力損害（越境損害）の処理等に適切かつ迅速に対応するために、国際的に共通のルールを定めた国際条約としてパリ条約、ウィーン条約、CSCの3系統が存在する。パリ条約及びウィーン条約については、現在それぞれ改正議定書が採択されている。

各条約とも原子力損害の賠償責任等に関する基本原則を設定しようとする点で、概ね次のような共通の内容を備えている。

- 原子力事業者の無過失責任及び責任集中
- 賠償責任限度額の設定（我が国制度が採用する無限責任も許容）
- 賠償責任限度額までの損害賠償措置（保険等）の強制
- 専属的な裁判管轄の設定と準拠法の整理

各条約の概要及び主な動向は、次のとおりである。

#### ①パリ条約

##### ○ 採択・発効の状況

- ・ 1960年にOECD/NEA（経済協力開発機構原子力機関）で採択

- ・ 1968年に発効、フランス・ドイツ・イタリア・イギリス等の欧州のEU加盟国を中心に15カ国が締約国
- ・ 2004年に改正議定書が採択、賠償責任限度額（賠償措置額）を大幅に引上げ、旧条約締約国15カ国とスイスが署名（未発効）
- ・ 現在、EU諸国において改正パリ条約の賠償責任限度額に対応した国内法を整備中

#### ○ 条約の概要（改正パリ条約）

原子力損害の定義	死亡又は身体の傷害、財産の滅失又は毀損、経済的損失、環境損害の原状回復措置費用、環境損害に基づく収入の喪失、防止措置費用及びその措置から生じた損失・損害
賠償責任限度額（賠償措置額）	7億ユーロ（約1118億円）以上
少額賠償措置額	施設：7000万ユーロ以上、輸送：8000万ユーロ以上（※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要）
免責事由	戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱
除斥期間	死亡又は身体の傷害は原子力事故の日から30年、その他の損害は原子力事故の日から10年
裁判管轄	・原則として、その領域（EEZを含む）で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属 ・締約国の領域外又は事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。

※ パリ条約の一部の締約国はさらにブラッセル補足条約を締結し、責任限度額を超える損害を事故発生国・締約国が補償する仕組みを作っている（平成3年発効。平成16年改正議定書（未発効）では、パリ条約の損害賠償措置と合わせて最高15億ユーロ（約2396億円）まで賠償・補償を確保することを目指している。）。

### ②ウィーン条約

#### ○ 採択・発効の状況

- ・ 1963年にIAEA（国際原子力機関）で採択
- ・ 1977年に発効、中東欧・中南米等のIAEA加盟国を中心に34カ国が締約国、2005年にはロシアが加入
- ・ 1997年に改正議定書が採択、アルゼンチン、ベラルーシ、モロッコ等5カ国が締約国、2003年に発効

#### ○条約の概要（改正ウィーン条約）

原子力損害の定義	死亡又は身体の傷害、財産の滅失又は毀損、経済的損失、環境損害の原状回復措置費用、環境損害に基づく収入の喪失、防止措置費用及びその措置から生じた損失・損害、環境汚染によって生じたものではない経済的損失
賠償責任限度額（賠償措置額）	3億SDR（約528億円）以上
少額賠償措置額	500万SDR（約8.8億円）以上（※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要）
免責事由	戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱
除斥期間	死亡又は身体の傷害は原子力事故の日から30年、その他の損害は原子力事故の日から10年
裁判管轄	・原則として、その領域（EEZを含む）で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属 ・締約国の領域外又は事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。

### ③原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）

#### ○ 採択・発効状況

- ・ 1997年に I A E A で採択
- ・ アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、米国の 4 カ国が締約国
- ・ 2008年 5 月に米国が批准
- ・ 未発効（発効要件：締約国が 5 カ国以上、原子炉熱出力の合計が 4 億 kW 以上）

## ○ 条約・附属書の概要

原子力損害の定義	死亡又は身体の傷害、財産の滅失又は毀損、経済的損失、環境損害の原状回復措置費用、環境損害に基づく収入の喪失、防止措置費用及びその措置から生じた損失・損害、環境汚染によって生じたものではない経済的損失
賠償責任限度額（賠償措置額）	3 億 SDR（約 5 2 8 億円）以上
少額賠償措置額	5 0 0 万 SDR（約 8. 8 億円）以上（※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要）
拠出金	原子力損害が 3 億 SDR（又は締約国が I A E A に登録したそれ以上の額）を超える場合に、超過損害分について全締約国が一定のルールで拠出金を分担する
免責事由	戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱、異常に巨大な天災地変
除斥期間	原子力事故の日から 1 0 年（賠償措置・国の補償が 1 0 年より長い期間整備されている場合は、その期間でも可）
裁判管轄	原則として、その領域（E E Z を含む）で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属

※ パリ条約の締約国・ウィーン条約の締約国は、各条約を満たす国内法によって C S C を締約することができる（アルゼンチン・モロッコ・ルーマニアは、改正ウィーン条約と C S C の両条約の締約国）。また、両条約の非締約国は、C S C の附属書の定める要件を満たす国内法を整備することにより C S C を締約することができる。

## （2）今回の検討で考慮すべき国際動向

### ①制度改正事項の検討において考慮すべき動向

原子力損害の賠償に充てられる資金確保の強化のため、平成 1 6 年に採択された改正パリ条約においては、7 億ユーロ（約 1 1 1 8 億円）以上の賠償措置額を締約国が国内法で整備することが求められることとなり、現在各国で改正パリ条約に対応した国内法改正が進められている。

我が国においても、今回の原子力損害賠償制度の見直しに当たっては、こうした情勢等を参考としつつ、制度改正事項として原子力先進国にふさわしい損害賠償措置の充実の検討が必要である（詳細は次章 2.）。

### ②原子力損害賠償に関する国際枠組みと我が国との関係の今後の在り方

原子力の利用を巡る情勢は近年特に大きく変化している。例えば「原子力カルネッサンス」と呼ばれるように、地球温暖化の防止や安定的なエネルギー供給の確保のための対策として世界的に原子力発電のエネルギー利用の機運が拡大しており、アジア周辺地域においても、新たに原子力が導入する国が見込まれ、利用国でも今後大幅に増強される計画がある。

また原子力産業界においては、その再編・連携が国境を越えて進行しており、我が国企業については平成 1 8 年以降、東芝による米国ウェスティングハウス社の買収、三菱重工と仏アレバ社との中型炉開発での提携、日立製作所と米ゼネラルエレクトリック社の原子力部門を統合する新会社への移行等の動きが続いている。

さらに、原子力産業の実態において我が国と密接な関係にある米国は、これまで我が国と同様に原子力損害賠償に関する国際条約を未締結であったが、本年5月にC S Cを批准するに至っている。

我が国は原子力先進国水準の原子力損害賠償制度を有していること、他の原子力利用国と陸続きで国境を接していないこと、近隣のアジア周辺諸国の動向に鑑みると、現時点で国際枠組みに直ちに参加しなければならない状況にはない。しかしながら、上記の国際的な動向の中にあっては、単に我が国の原子力損害賠償制度の充実のみならず、国際的な枠組みに関する具体的な検討を行うておくことにも意味がある。このため、本検討会では今後ワーキング・グループを設置し、国際条約の有用性に関する政策的観点や我が国制度との整合性に関する法制的観点から論点整理を行い、将来の関係省庁の連携によるしかるべき検討の場につないでいくことを基本とする。(詳細は第3章2.)。

## 第2章 原子力損害賠償制度の見直しに関する事項

### 1. 原賠法第20条の適用期限の延長

政府の補償契約の締結及び政府の援助の適用に係る期限について、現行の平成21年12月31日から10年間延長することとする。（原賠法第20条）

原賠法第20条では、政府と事業者との間で締結する補償契約（同法第10条第1項）及び原子力損害が賠償措置額を超える場合に政府が事業者に対して行う必要な援助（同法第16条第1項）に関する規定は、平成21年12月31日までに第2条第1項各号に掲げられた事業行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用することとされている。

この適用期限は、前回の平成11年の改正前は事業行為の開始日が平成11年12月31日までであるものとされていたところ、改正により10年間延長され現在に至っている。過去4回の原賠法の改正においても、10年ごとに適用期限の延長が行われてきている。

	制定時	昭和46年 改正	昭和54年 改正	平成元年 改正	平成11年 改正
政府の措置の適用を受けるための事業行為の開始期限	昭和46年12月末日まで	昭和56年12月末日まで	昭和64年12月末日まで	平成11年12月末日まで	平成21年12月末日まで

これにより、原子力損害の賠償責任や損害賠償措置等に関する基本的な枠組みは恒久的なものとしつつ、政府による補償契約の締結や援助の措置については、その必要性を一定の期限の到来時において適切に見直すというプロセスが制度的に組み込まれているものである。

この10年間の情勢の変化について見ると、補償契約が補償することとされる地震等に伴う原子力損害の賠償による損失については、海外再保険市場が十分に整っていないことから現時点でも我が国における民間の責任保険のてん補範囲に含まれておらず、今後もそのてん補範囲の拡大は見込まれていないため、引き続き補償契約の締結を行っていく必要がある。政府による援助についても、事業者の資力が不足し、賠償を完全に履行するために親会社が支援したJCO臨界事故の例を踏まえ、国民の理解を得ながら原子力利用を進めるためには、事業者が無限責任を負うことを前提としつつも、なお賠償責任の履行に資力が不足するような場合に備えて、引き続き政府の援助を制度として用意しておく必要がある。

他方、適用期限の設定はその期限の到来により、これらの規定の必要性とともに原子力損害賠償制度の全般を見直す契機としても重要な役割を果たしてきており、今後も民間の保険市場の状況、国際条約、事業者の実態等を適切に踏まえた総合的な見直しを行っていくことが適切である。

これらを踏まえ、補償契約の締結及び政府の援助のいずれについても、原賠法第20条の適用期限を延長する措置を講じることが必要である。延長期間については、原子力に関する科学技術や原子力の利用に関する基本的な国際秩序が今後急激に変

化するとは想定されていないことから、従来と同様の10年間とするのが妥当である。

## 2. 賠償措置額の見直し

### (1) 法定措置額の引上げ

事業者が損害賠償措置により原子力損害の賠償に充てられるよう確保すべき額（賠償措置額）について、欧州諸国を中心とする国際的な引上げ水準や我が国の民間の責任保険の引受能力の向上を踏まえ、現行の600億円から1200億円にまで引き上げることとする。（原賠法第7条第1項）

#### ①賠償措置額の見直しの経緯

原賠法は、被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を目的とし、原子炉の運転等に際して生じた原子力損害の賠償責任について、事業者の無過失責任とし、事業者に責任を集中した上で、あらかじめ事業者に一定額以上の損害賠償措置を講じることを義務付けている（同法第6条）。

この損害賠償措置は民間の責任保険の付保と政府の補償契約の締結とにより講じられ、万が一原子力損害が発生した場合の賠償の迅速かつ確実な履行に充てられる一定額（賠償措置額）以上の基礎的資金を確保する（同法第7条第1項）という重要性を有する。同時に損害賠償措置は事業者にとっても、偶発的に莫大な賠償債務を負う潜在的な危険性が経常的な費用に置き換えられることにより、その合理的な経営に資するものである。

原賠法に規定される賠償措置額（法定措置額）は、昭和36年の原賠法制定時に50億円とされ、それ以降60億円、100億円、300億円、600億円と段階的に引き上げられてきた。いずれの場合においても、賠償措置額に関する国際的水準を勘案しつつ、我が国における民間の責任保険の引受能力を踏まえて引上げが行われてきている。

#### ②前回改正時以降の原子力損害賠償に関する情勢

前回改正時以降の情勢としては、JCO臨界事故では当時の賠償措置額を大幅に上回る賠償責任が生じ、親会社の財政支援を受けながら賠償が履行されたことから、万が一の際に賠償に充てられる資金を十分に確保するため、損害賠償措置の充実が求められている。また、平成13年以降、原子力発電所の耐震性を強化するための耐震設計審査指針の見直しが行われてきているが、地域住民はもとより国民一般の不安感を解消する上でも損害賠償措置の強化は重要と考えられる。

また、前回改正時以降の国際情勢については、平成16年に改正パリ条約が採択され、事業者の賠償責任限度額を3億SDR（約528億円）から7億ユーロ（約1118億円）に引き上げられ、EU諸国では現在改正パリ条約の賠償措置額に対応した国内法の改正が進められているところである。改正ウィーン条約及びCSCについては、発展途上国を含めて広く締約国を集めようとする観点から、賠償措置額は3億SDRの水準にとどまっている。

米国の損害賠償措置は、民間の責任保険により3億ドル（約351億円）ま

での賠償措置額を確保し、さらにそれを超える損害の賠償については、NRC（米国原子力規制委員会）が全事業者に対し、原子炉1基当たり1億1190万ドル（約131億円）を上限としてそれぞれの設置する基数に応じて按分賦課し、合計で約125億2千万ドル（約1兆4628億円）までを賠償に充てるという第2次的な賠償措置額を確保している。

この事業者間の相互扶助とも言うべき第2次損害賠償措置は、原子力発電事業者の自助努力により賠償責任の限度を高めつつ、有限責任の制度を維持しようとして発達してきたものであり、事業者の無限責任の制度の下で民間の責任保険の引受能力の拡大に合わせて損害賠償措置を発展させてきた我が国とは基本的な前提が異なる。ただし、海外再保険市場については為替変動や新規原子力導入国における原子力発電所の増加等による長期的な不安定要因もあり、我が国の損害賠償措置を充実させる観点からは、こうした事業者間の相互扶助等の損害賠償措置の在り方が将来参考となる可能性はある。

### ③法定措置額の引上げ

今回の賠償措置額の改定に当たっては、これまでと同様に賠償措置額の国際的水準を参考に、我が国における責任保険の引受能力を踏まえつつ、世界の原子力先進国にふさわしい水準を維持するとともに、国民の理解と信頼を得る観点からの損害賠償措置の強化を検討する必要がある。

我が国は従来から国際条約への加入の有無にかかわらず、原子力先進国としてふさわしい原子力損害賠償制度を整備することに努めてきている点からすると、我が国制度と基本的な前提が異なる米国を除き、欧州の原子力先進諸国が署名し、批准に向けた準備を進めている改正パリ条約に定められた7億ユーロの賠償措置額が参考とすべき水準であると考えられる。

また、我が国の民間の責任保険の引受能力は、責任保険でてん補すべき範囲に変更がないことを前提にすれば、国内の引受能力の向上及び海外再保険市場での引受能力の拡大により、現時点で最大1200億円まで確保できることが日本原子力保険プールから報告されている。

以上を踏まえ、法定措置額は現行の600億円から1200億円にまで引き上げることが適当である。

## （2）特例額の引上げ

加工・使用等の行為の種類に応じた賠償措置額の特例額については、法定措置額の引上げの割合に合わせて、現行の120億円又は20億円からそれぞれ240億円又は40億円にまで引き上げることとする。

（原賠法施行令第2条の表）

### ①少額特例額の見直しの観点

上記（1）の法定措置額のほかに、加工・使用・使用済燃料の貯蔵等の行為の種類に応じ、法定措置額より低額（120億円又は20億円）の賠償措置額（特例額）が原賠法施行令に規定されているが（原賠法施行令第2条）、これらは被害者の保護と原子力事業の健全な発達という法目的にも照らし、事業者の行為の態様、取り扱われる核燃料物質の特性等に応じた相対的リスクを考慮

しつつ、法制度としての簡潔性にも配慮して2区分が設けられているものである（これまでの特例額に係る改正の経緯については、巻末参考資料を参照）。

（1）の法定措置額の引上げに伴う特例額の見直しは、各特例額の対象行為の相対的リスクやJCO臨界事故の被害規模・実際の賠償総額、諸外国における少額特例に関する動向等を踏まえて行うことが適切である。

## ②前回改正時以降の情勢と少額特例額の引上げ

現行の特例額の2区分は、行為の態様や取り扱われる核燃料物質の特性・数量等を勘案し、事業者の行為の相対的リスクに応じて設定されたものであり、前回の改定後もその状況に変更はない。このため、今回の見直しにおいてはこの区分を維持することが合理的であり、その上で、事業者間における保険料等の費用負担についての公平性を保つ観点から、法定措置額の引上げの割合と同じ割合で各特例額を引き上げることが妥当である。その場合、現行120億円の特例額は240億円に、20億円の特例額は40億円にそれぞれ引き上げられることになる。

なお、JCO臨界事故での賠償金の総額は約150億円であったが、上記のように各特例額を2倍に引き上げる場合、5%以上の濃縮ウランの加工に係る特例額は240億円となり、仮にJCO臨界事故と同規模の損害が発生した場合でも賠償措置額の範囲内での賠償の実施が可能となる。

また、諸外国においても、原子炉の運転等の種類による設定区分は異なるものの、特例額を設けることが一般的であり、国際条約が認める特例額の下限を勘案しつつ、それぞれの国の事情に応じた額が設定されている。上記のように各特例額を2倍に引き上げる場合、各国際条約に定められる下限（改正パリ条約にあっては7000万ユーロ（約112億円）、改正ウィーン条約及びCSCにあっては500万SDR（約8.8億円））に対しては、一部で改正パリ条約を満たさないものの、改正ウィーン条約及びCSCについては十分に充足する水準となっている。

以上から、賠償措置額の特例額は現行どおり2区分とし、（1）による法定措置額の引上げの割合（2倍）に合わせてそれぞれ120億円を240億円に、20億円を40億円に引き上げることが適切である。

なお、国際条約は各国の国内法による特例額の設定を認める一方、そうした特例額と条約上の賠償措置額との差額を補てんする公的資金の確保を義務付けており、我が国の原子力損害賠償制度との整合性は国際条約への対応に係る検討課題である。

## （3）補償契約に係る補償料率の引下げ

補償契約に係る補償料率について、最新の知見、保険市場の評価、契約実績等を踏まえて見直すこととする。（補償契約法施行令第3条第1項）

### ①補償契約及び補償料率について

事業者には義務付けられる損害賠償措置は、民間の責任保険の付保と政府の補償契約の締結とで一体を成すものであり、民間の責任保険によりてん補されない地震・噴火等による原子力損害や後発的に発生した原子力損害の賠償による

損失について、補償契約がてん補するという関係にある（原賠法第10条第1項、補償契約法第2条・第3条）。

補償契約の締結に際して事業者が政府に納付すべき補償料の額は、補償損失の発生見込み、国の事務取扱費等を勘案して定める1年当たりの「補償料率」を賠償措置額に乗じて得た額とされ（補償契約法第6条）、この補償料率は昭和37年の制度創設時から「1万分の5」とされてきている（補償契約法施行令第3条第1項）。

## ②補償料率の見直し

補償料率は昭和37年の制度創設時以来現在まで改定されることなく、そのまま維持されてきている。しかし、原子力発電所の運転実績が積み重ねられ、その算出の基礎となった知見及びデータに変化が生じていることが明らかであるため、補償損失の発生見込みと事務取扱費等を勘案して補償料率を定めることとする補償契約法の趣旨を踏まえた見直しを行う必要がある。

民間の責任保険に係る保険料率の動向をみると、現在は制度創設時の約38%程度、過去最大の保険料率の約24%程度の水準となっており、これまで一定値が維持されてきた補償料率の動向と大きく相違している。これは、一般に責任保険においてはてん補限度額が上がるほど保険料率が逡減することや、約40年間にわたる原子力発電の運転実績を踏まえて保険市場の評価における原子力損害の発生リスクが減少したこと等によると考えられるが、こうした事情は、補償契約に係る補償料率の算出の基礎たる補償損失の発生見込みにも密接に関連するものである。

補償損失の発生見込みについては、制度創設時における民間の保険市場における原子力リスクの評価等が用いられたものであるが、上記のとおり現在はより低い料率水準となっており、こうした変化を反映することが適切である。また、事務取扱費については、現在までの人件費の上昇を勘案しても、今回の引上げも含めた賠償措置額の高額化に伴う契約金額の増加、サイト数の増加等により事務取扱費率が低下することを反映することが適切である。

このように、現行の補償料率は補償契約法の規定の趣旨からは高過ぎる状態にあり、補償料率をそのままに賠償措置額を引き上げるによりその乖離をさらに拡大することのないよう、一般の賠償措置額の引上げに際しては、最新の知見、保険市場の評価、契約実績等に基づいた補償料率の見直しを合わせて行い、より適切な水準への引下げを行うことが適当である。また、現行の大学・高等専門学校に係る補償料率は一般の場合の2分の1とされているが、補償料の費用負担を減じて教育・研究の充実に還元する政策的観点から、従来と同様の取扱いを維持することが適当である。

### 3. 事業行為の終了後の事業廃止段階での損害賠償措置の合理化

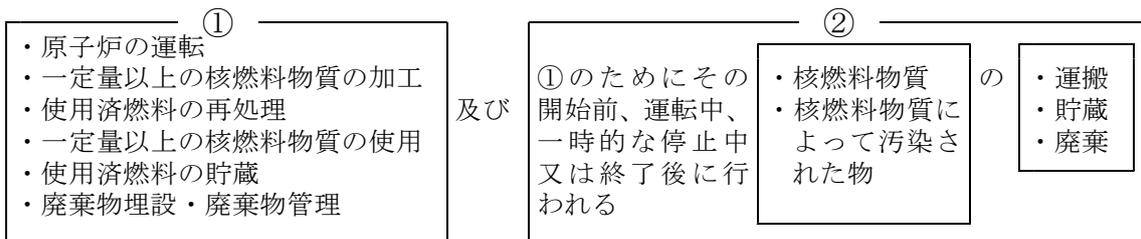
事業行為終了後にサイト内で行われる核燃料物質等の運搬等の付随行為に係る損害賠償措置について、当該付随行為の相対的リスクに照らして合理的な額の賠償措置額を創設することとする。（原賠法施行令第2条の表）

- 原子炉の運転に係る付随行為については、炉心からすべての使用済燃料を取り出した後は、事業行為としての使用済燃料の貯蔵と同額とし、未使用の燃料体・使用済燃料のすべてをサイト外に搬出した後は、事業行為としての低レベル放射性廃棄物の廃棄物管理と同額とする。
- 一定量（５％以上濃縮ウラン中のウラン<sup>235</sup>は $800\text{ g}$ ；プルトニウムは $500\text{ g}$ ）以上の核燃料物質の使用に係る付随行為については、一定量以上の核燃料物質がサイト内に存在しなくなった後は、事業行為としての低レベル放射性廃棄物の廃棄物管理と同額とする。

### （１）損害賠償措置の見直しの方向性

事業者は、損害賠償措置を講じていなければ原子炉の運転等を行ってはならず（原賠法第 6 条）、この「原子炉の運転等」は以下の①及び②の行為全体をいう（原賠法第 2 条第 1 項・原賠法施行令第 1 条）。したがって、事業者は主たる事業行為が終了し、廃止段階に入った後も、すべての核燃料物質・核燃料物質に汚染された物がサイト外に搬出されたときまで損害賠償措置を講じる義務がある。

- ① 原子炉等規制法の規制を受ける事業（加工・使用にあつては、一定量以上の核燃料物質を取り扱うもの）の実施【主たる事業行為】
- ② ①に付随してする核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄【付随行為】



原賠法施行令第 2 条では、主たる事業行為とともに、付随行為のうちサイト内で行われるものを一体的に取り扱っており、事業行為の種類によっては、事業行為の終了後にサイト内で付随行為のみが行われる場合、賠償措置額が付随行為のみの相対的リスクに比して過大となっている。

このため、各種の事業行為の廃止に向けた状況等を踏まえ、事業行為の終了後にサイト内で行われる付随行為について、当初の事業行為との一体的な取扱いをやめ、付随行為の相対的リスクに照らして合理的な額の賠償措置額を創設することが妥当である。

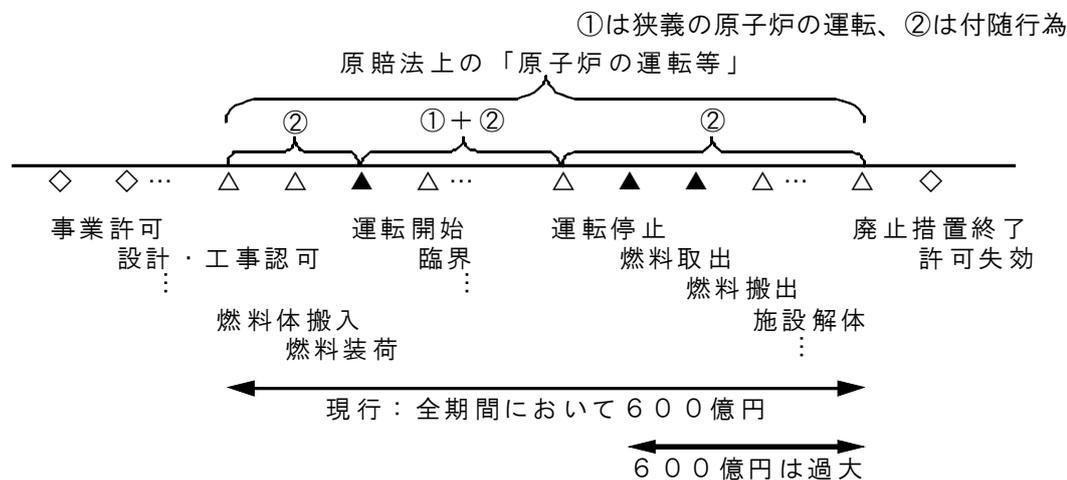
現段階では、廃止措置が行われている原子炉が複数あり、将来的にも、供用期間が長期にわたった実用炉の運転の終了が本格化することが見込まれているほか、一定量以上の核燃料物質の使用に該当する事業行為が終了しているサイトが複数あるため、これらについて見直しを行う必要がある。加工・再処理・使用済燃料の貯蔵・廃棄物埋設・廃棄物管理については、サイト全体での事業行為の終了が具体化した際に適切に検討を行うことが妥当である。

### （２）事業行為終了後の損害賠償措置規制の合理化

#### ①原子炉の運転に係る付随行為

熱出力が1万kWを超える原子炉又は熱出力が100kWを超え1万kW以下の原子炉の運転については、その終了後の付随行為の賠償措置額も一律に600億円又は120億円とされているため、(1)の見直しの方向性に基づき賠償措置額を合理化する余地がある。

(参考) 熱出力が1万kW超の原子炉の運転の場合の賠償措置額



**イ 使用済燃料の取出し後**

原子炉の運転を終了し、炉心からすべての使用済燃料を取り出した後にサイト内で行われる付随行為は、原子炉の運転に起因するリスクがなく、この場合の付随行為の相対的リスクは、事業行為としての使用済燃料の貯蔵と同程度であるので、熱出力が1万kWを超える原子炉の運転に係る上記の付随行為については、使用済燃料の貯蔵と同額の賠償措置額を創設することが妥当である。

なお、熱出力が100kWを超え1万kW以下の原子炉の運転は、事業行為時から使用済燃料の貯蔵と同額であり、特段の合理化の必要はない。

**ロ 燃料のサイト外搬出後**

原子炉の運転を終了し、未使用の燃料体・使用済燃料のすべてをサイト外に搬出した後にサイト内で行われる付随行為は、核燃料物質の取扱いに伴う危険がなく、その相対的リスクは事業行為としての低レベル放射性廃棄物の廃棄物管理と同程度である。このため、熱出力が1万kWを超える原子炉又は熱出力が100kWを超え1万kW以下の原子炉の運転に係る上記の付随行為については、低レベル放射性廃棄物の廃棄物管理と同額の賠償措置額を創設することが妥当である。

**②一定量を超える部分の核燃料物質のサイト外搬出後の使用に係る付随行為**

一定量以上の核燃料物質の使用（5%以上濃縮ウラン中のウラン235は800g以上；プルトニウムは500g以上）については、その該当行為の終了後の付随行為の賠償措置額も一律に120億円とされているため、(1)の見直しの方向性に基づき賠償措置額を合理化する余地がある。

一定量以上の核燃料物質の使用に該当する行為を終了し、一定量以上の核燃料物質がサイト内に存在しなくなった後にサイト内で行われる付随行為は、少量の核燃料物質の貯蔵や核燃料物質によって汚染された物の保管廃棄であり、

その相対的リスクは、事業行為としての低レベル放射性廃棄物の廃棄物管理と同程度である。このため、上記の付随行為については、低レベル放射性廃棄物の廃棄物管理と同額の賠償措置額を創設することが妥当である。

(2) による損害賠償措置額の合理化の見込みは次のとおりである。

原子炉の種類・名称		熱出力	燃料の状況	現行の賠償措置額	合理化の適用見込み
試験研究炉	原子力第1船むつ	3万6千kW	サイト外搬出済み	600億円	20億円に低減
	東芝教育訓練用原子炉 TTR	1万kW	サイト外搬出済み	120億円	20億円に低減
	武蔵工業大学炉	100kW	サイト外搬出済み	20億円	事業行為時から低額の賠償措置額であり、合理化の対象外
	日立教育訓練用原子炉 HTR	100kW	サイト外搬出済み	20億円	事業行為時から低額の賠償措置額であり、合理化の対象外
	立教大学炉	100kW	サイト外搬出済み	20億円	事業行為時から低額の賠償措置額であり、合理化の対象外
	JRR-2 (東海研究開発センター)	1万kW	サイト外搬出済み	—	同一サイト内に他の施設がある。
	高温ガス炉臨界実験装置 VHTRC (東海研究開発センター)	0.01kW	炉心から取出済み	—	同一サイト内に他の施設がある。
	重水臨界実験装置 DCA (大洗研究開発センター)	1kW	炉心から取出済み	—	同一サイト内に他の施設がある。
研究開発段階炉	新型転換炉ふげん発電所	55万7千kW	炉心から取出済み	600億円	120億円に低減
実用炉	東海発電所	16.6万kW	サイト外搬出済み	—	同一サイト内に他の施設がある。

サイト (同一サイト内に他の加工・再処理等の施設があるものは除く。)	賠償措置の対象物質		現行の賠償措置額	合理化の適用見込み
	許可数量	搬出の状況		
日本核燃料開発(株) 核燃料物質使用施設ホットラボ	一定量以上	—	120億円	一定量以上の使用を継続している。
(財)核物質管理センター 東海保障措置センター	一定量未満	サイト外搬出済み	120億円	20億円に低減
ニュークリア・デベロップメント(株)	一定量以上	—	120億円	一定量以上の使用を継続している。
(独)産業技術総合研究所	一定量以上	—	120億円	一定量以上の使用を継続している。
国立大学法人東京工業大学 核燃料貯蔵管理室・原子炉工学研究所	一定量未満	搬出予定	120億円	20億円に低減
(財)核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター	一定量以上	—	120億円	一定量以上の使用を継続している。

(注) 2. による特例額の引上げ後は、20億円は40億円、120億円は240億円となる。

### (3) 新たな賠償措置額の適用に当たっての文部科学大臣による確認

事業者が新たな合理化後の賠償措置額の適用を受けようとする場合には、損害賠償措置の変更に伴ってあらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならないが(原賠法第7条第1項)、この承認に当たっては、損害賠償措置の意義にかんがみ、その根拠となる使用済燃料の炉心からの取り出し、核燃料物質のサイト外への搬出等の事実を確実に確認するとともに、その手続を円滑に実施する必要がある。

このため、文部科学大臣においては事業者から合理化後の賠償措置額の適用に係る損害賠償措置の承認申請が行われたときは、損害賠償措置義務の違反を防止するための報告徴収・立入検査(原賠法第21条第1項)を適切に活用し、所定の事実を必ず確認することとする運用を行っていくことが必要である。また、所定の事実に関する基礎的な情報をあらかじめ十分に収集できるよう、承認申請に

必要な申請書の記載事項や添付書類に関する省令の規定を整備することが妥当である。

原子炉の運転		使用済燃料を炉心から取り出した場合	使用済燃料をサイトから搬出した場合
事業行為		付随行為のみ	
1万kw超	600億円 確認	120億円 確認	20億円
100kw超	120億円	120億円 確認	20億円

使用済燃料の貯蔵と同程度      低レベル放射性廃棄物の廃棄物管理と同程度

一定量以上の核燃料物質の使用	一定量以上の核燃料物質をサイトから搬出した場合
事業行為	付随行為のみ
120億円 確認	20億円

低レベル放射性廃棄物の廃棄物管理と同程度

(注) 2. による特例額の引上げ後は、20億円は40億円、120億円は240億円となる。

#### 4. 紛争の自主的な解決の促進のための賠償の参考となる指針の策定

損害賠償に関する紛争は当事者間の処理に委ねられることが基本であるが、JCO臨界事故の最大の教訓となった当事者の交渉の限界と原子力損害の特殊性を踏まえ、国等が重層的に紛争解決を支援するシステムを構築することが必要である。

○ 原子力損害の賠償に関する紛争の自主的な解決を促進するため、紛争審査会において、原子力損害の範囲又は賠償する責めに任ずべき額の算定の方法等に関し参考となる指針を定めることができることとする。

(原賠法第18条等)

○ 上記の役割を含めて、具体的な紛争解決の支援の在り方は、今後作成する運用ガイドラインの中で幅広く整理することとする。

(ガイドラインにより対応)

##### (1) 円滑な紛争解決の支援システムの構築

###### ① JCO臨界事故時の賠償の対応のポイント

JCO臨界事故に係る最終的な賠償の対象は約7000件(被害の申出は8000件以上)、賠償金の総額は約150億円にのぼり、原子力損害の特殊性の一端が明らかとなったが、当初JCOが賠償交渉を進める準備として「JCOの補償等の考えと基準」を提示したところ被害者側には受け入れられず、当事者間における自主的な紛争の解決が進まない事態が生じた。

これに対しては、次のような行政による支援が行われたことにより紛争の解決に向けた動きが進展し、半年の短期間に約6000件の示談(和解)が成立

することとなり、紛争審査会に申し立てられた和解の仲介は2件、裁判上の請求に至ったものは11件であった。

- 科学技術庁の委託調査により専門家からなる「原子力損害調査研究会」が開催され、損害の状況を調査・評価の上、損害費目ごとに相当因果関係の認められる損害の範囲、損害額の算定方法等に関する基本的な考え方がとりまとめられ、当事者間の交渉の目安となるとともに、交渉開始のトリガーとなった。
- 東海村・茨城県の主導により、被害申出の窓口の設置、賠償交渉の場への職員の同席等が継続的に行われ、当事者間の交渉関係が東海村・茨城県を介して取り持たれた。

## ②重層的な紛争解決支援システムの構築の必要性

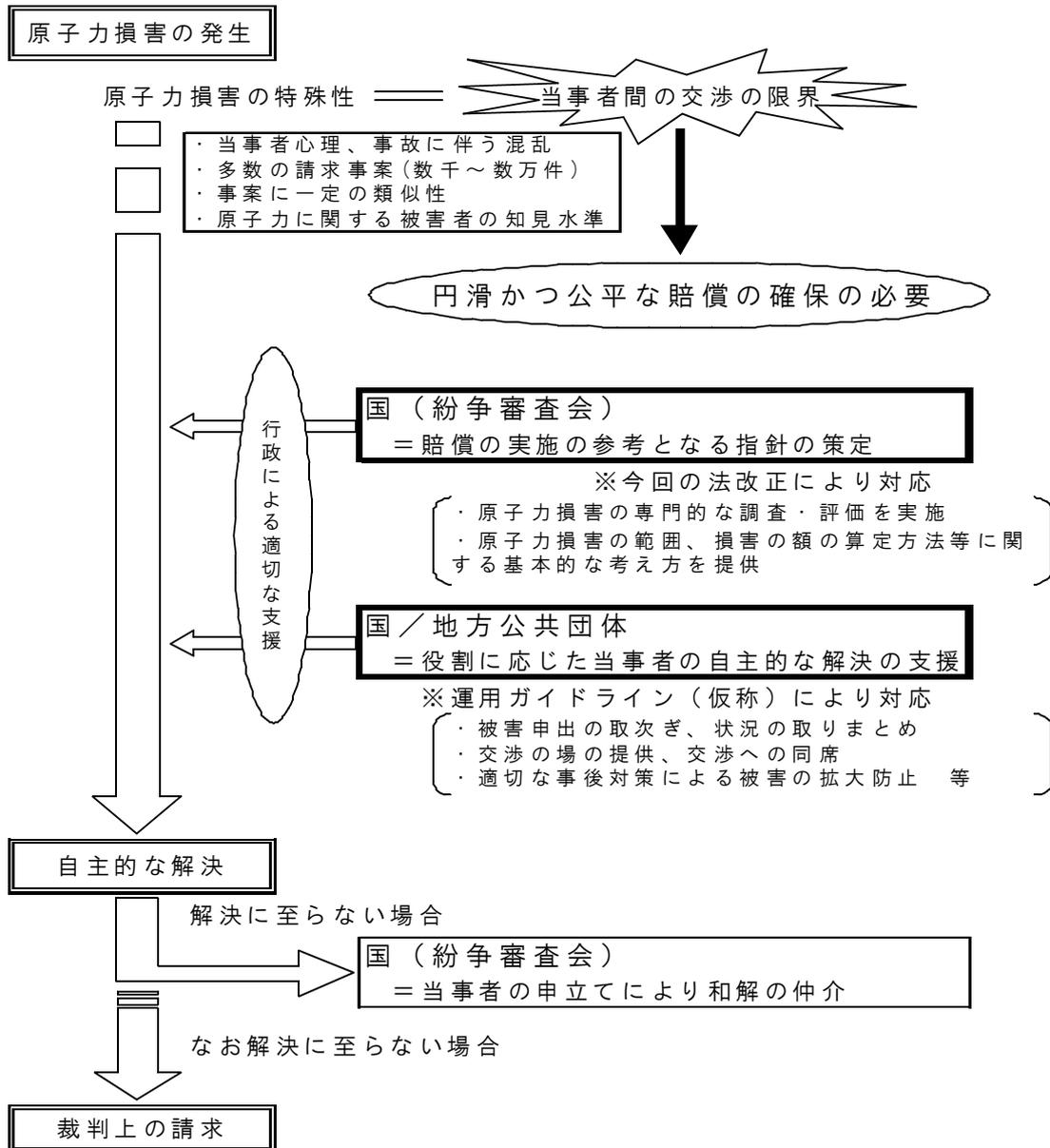
JCO臨界事故の教訓として、損害賠償の実施を当事者間の処理に完全に委ねることには限界があり、「原子力損害調査研究会」による賠償の考え方の提供や地方公共団体による当事者への支援が交渉の開始や進展に決定的な役割を果たしたことは上記のとおりである。これはJCO臨界事故に限らず一般に、原子力損害の賠償に関して次のような特殊性に考慮すべきことを示している。

- 事故に伴う現場の混乱、原子力損害を被った被害者の心理状態等の実態に適切に対応する必要があること。
- 短期間において膨大な数の請求事案が生じ、これらを同時に解決していく必要があること。この場合、個別の事案の解決のみならず、多数の当事者間の交渉が円滑になされるような条件の確保が重要であること。
- 一定の範囲で損害項目を特定した場合、その項目ごとに多数の事案の内容に類似性があり、被害者間の公平の確保を図ることが重要であること。
- 原子力損害に関して一般に被害者の有する知見の水準に配慮し、因果関係の立証負担を軽減する必要があること。
- 膨大な数の請求事案が生じた場合に、解決の困難な事案の紛争処理を行うべき和解の仲介・裁判が機能不全に陥らないようにする必要があること。

これらを適確に踏まえ、紛争処理のみならず、その前段階において紛争の自主的な解決を促進するために必要な支援を講じるシステムを構築しておくことが重要である。特にJCO臨界事故の際の「原子力損害調査研究会」が果たした原子力損害の調査・評価とそれに基づく相当因果関係が認められる損害の範囲、損害額の算定方法等に関する基本的な考え方の提供という機能については、その実効性を確保するために厳格な中立性と高度の専門性が必要となることに留意しつつ、制度化することが重要である。

また、本検討会において今後検討する「運用ガイドライン（仮称）」の中で、JCO臨界事故の際に講じられた賠償交渉の支援策や風評被害を抑えるための安全宣言等の災害事後対策も含め、紛争解決に資する行政の支援の在り方を幅広く整理することとする。

上記の紛争解決支援システムの全体イメージをまとめると次の図のようになる。



## (2) 紛争審査会による賠償の参考となる指針の策定の制度化

### ①賠償の参考となる指針の策定の重要性

紛争解決支援システムのうち、とりわけ原子力損害の賠償の範囲等に関する基本的な考え方の提供については、(1)で既述の原子力損害の賠償に関する特殊性を踏まえた支援の在り方として最も適切かつ重要なものであることを踏まえ、次の事項を原子力損害賠償制度上に明確化することが妥当である。

- 原子力損害の賠償が必要となる事態が生じた際に、個別の紛争処理の前段階において、原子力損害の賠償に関する多数の紛争の自主的な解決を促進する観点から、その迅速かつ公正な賠償の履行の参考となる指針を定めること。
- 指針には、損害の態様、発生場所、事故後の経過時間等のさまざまな要素に応じ、原子力損害の範囲、損害額の算定方法等に関する基本的な考え方の方向性を示すこと（指針のイメージは次頁のとおり）。

## (参考) 賠償の参考となる指針のイメージ例

<p>1. 賠償の対象となる損害に関する基本的な考え方</p> <p>(1) 損害の種類 身体傷害、避難費用、検査費用、財物汚損、営業損害、休業損害…</p> <p>(2) 場所的要件 本件施設から……キロメートル以内の区域を基本。</p> <p>(3) 時間的要件 本件事故の発生時から……の時までを基本。</p> <p>2. 損害の種類毎の考え方</p> <p>(1) 身体検査費用 ○損害の範囲 事故の発生から避難要請の解除までのいずれかの時点で……に所在した者(通過も含む。)が、身体の傷害の有無を確認する目的で、……までに受けた検査につき支出した身体検査費用。 ○損害額の算定方法 無料の検査を受けた場合は対象外。 ○考慮すべき事項 …</p> <p>(2) 避難費用 ○損害の範囲 避難要請区域内に居住する者が……の時までの避難のために支出した交通費・宿泊費。 ○損害額の算定方法 実費を基本。 ○考慮すべき事項 …</p> <p>(3) 営業損害 ○損害の範囲 営業拠点が……の区域内にある者に……の時までに生じた減収。社会通念上取引拒絶等に合理性が認められるもの。 ○損害額の算定方法 決算書類等に基づく前年同時期と比べた売上総利益の差額を基本。 ○考慮すべき事項 …</p> <p>3. その他の参考事項</p> <p>(1) 本件事故の規模・態様等に照らし特に留意すべき事項 …</p>
---

この指針はあくまでも当事者間の交渉において自主的に参照されることにより交渉の円滑化と紛争の解決を図ることを目的とするものであり、まずは多数の請求事案に対して適用可能な考え方をマクロな観点から整理し、できる限り早期に当事者の参考に供して交渉のきっかけを提供するのが重要であること、個々の交渉においてはそれぞれの事案の事情に応じた柔軟な調整がなされる必要があることから、指針に当事者(訴訟に至った場合には裁判所)に対する法的な拘束力を付与する必要はない。

また、指針の前提として、事故の態様・規模等に応じ、どの程度の賠償が必要となるか、どのような被害が中心となるか等の全体状況を早期に把握し、適切な損害費目の分類等を行うことが必要であり、これは緊急度に応じた計画的な賠償の履行や政府による事業者の援助等の具体的な措置の要否の判断にも資することから、指針の策定に必要な原子力損害の調査・評価を行うことを合わせて制度化しておくことも必要である。

なお、原子力損害の調査・評価に当たっては、賠償責任を負う事業者が被害者から申出を受けつつ取りまとめる原子力損害の状況を活用することが想定さ

れるが、迅速な被害状況の取りまとめの支援や関係者間の情報共有の在り方については、別途「運用ガイドライン（仮称）」において整理することとする。

## ②紛争審査会の活用の妥当性

①の指針が当事者間における解決に実効的に資するには、客観的な立場から提示され、妥当なものとして早期に受容・共有されることが不可欠であり、次のような中立性・専門性が要請される。

- 当事者に参考指針が受容・共有されるには、基準の策定主体に厳格な中立公正が要請される。また、政府は補償契約の保険者として紛争当事者たり得、事故後早期に事業者への援助の必要性を判断しなければならない場合もあり得ることから、これらと参考指針の策定との利益相反の疑義を生じさせない必要がある。【中立性】
- 原子力事故の規模・態様は様々であり、また、原子力損害には放射線の作用等と相当因果関係のある損害がすべて含まれるため、適切な調査・評価に基づき損害費目を特定し、損害の範囲、損害額の算定方法等を判断する上で参考となる指針を作成するには、法律、原子力工学、医療等に関する高度の専門的知見を要する。【専門性】

これらは既存の紛争審査会が第三者機関として有する特性と共通しているほか、原子力損害の発生蓋然性が低いことを踏まえると、和解の仲介か事前の解決の促進かを問わず、原子力損害の賠償に関する知見・経験を有する専門家を集約することが既に制度化されている紛争審査会を活用することが効率的である。このため、賠償の参考となる指針の策定主体を紛争審査会とすることが妥当である。

なお、賠償の参考となる指針は公平の確保に、和解の仲介は個別の調整にそれぞれ重点が置かれるため、紛争審査会が原子力損害の発生を受けて実際に活動する際には、指針の策定と和解の仲介の事務を行う内部組織を分離して部会として設置し、それぞれの目的・性質を踏まえた適切な運営を確保するよう留意することが必要である。

## 5. 補償契約に係る業務の損害保険会社へ的一部委託

万が一の際の補償契約業務の円滑な遂行を確保するためには損害保険会社の協力を得ることが現実的であることから、保険業法における保険会社の他業の制限の趣旨を踏まえ、政府の補償契約に関する事務の一部を損害保険会社に委託することができる旨の根拠規定を補償契約法に設けることとする。

（補償契約法に新設）

JCO臨界事故における損害保険会社の対応を参考に、補償金支払い等に係る事務や損害保険会社との協力の具体的な運営を検討する。

（ガイドラインにより対応）

### （1）補償契約事務の円滑化の必要性

万が一地震等により原子力損害が発生した際に国が行う主要な業務の一つとして、補償契約に基づく補償金の支払い等の事務があり、想定される事務の例を時系列で整理すると、概ね以下のとおりとなる。

	想定される事務の例（時系列）	文科省	保険会社
1	補償金支払請求のスキームの決定	○	×
2	事故の報告の受付	○	×
3	賠償責任の承認に係る事前承認申請の受理	○	◎
4	申請書類の確認・補正の指示	○	◎
5	被害者別の事案の登録・経過の記録	○	◎
6	事前承認に係る補償額の算定案の作成	○	◎
7	事業者の賠償責任の承認の事前承認（補償額の事前決定）	○	×
8	事業者に対する事前承認の内容の通知	○	◎
9	補償金支払請求の受理	○	◎
10	請求書類の確認・補正の指示	○	◎
11	支払に係る補償額の算定案の作成	○	◎
12	事前承認に係る補償額との照合・調整（補償額の最終決定）	○	×
13	補償金の支払い	○	×
14	過怠金の徴収	○	×
15	事前承認・支払に対する異議申立てへの対応	○	×

※ ○：文部科学省の事務  
◎：保険会社に委託することが考えられる事務  
×：保険会社に委託することが考えられない事務

しかしながら、これまで補償金の支払いの対象となる事案の実績はなく、経験の蓄積がないものの、JCO臨界事故の際に小規模な加工施設ながら8000件を超える請求事案が生じたという厳然たる事実を踏まえると、万が一の際に円滑な事務を遂行するための方策を講じておくことが極めて重要である。

例えば、事業者の提出書類の記載内容・被害者から取り付けた添付書類の確認や書類の補正の指示、一定の基準に基づいた補償額の算定等の事務については、原子力損害の発生の蓋然性に照らすと、国の一般職員の中に保険金支払に類する実務経験を有する職員を継続的に維持するのは現実的でないことから、損害保険会社の専門的知見や実務経験を活用することが有効と考えられる。また、書類の受理や決定内容の通知といった定型性の強い事務についても、膨大な数の被害者別の経過管理の下に適切に実施する必要があるとあり、損害保険会社のノウハウを活用することが实际的である。

これらを踏まえ、補償契約に関する国の事務については、補償額の決定や補償金の支払い、異議申立てへの対応等の国の判断を伴う一定の重要な事務を除き、状況に応じて損害保険会社に委託することが現実的な選択肢の一つである。委託後の具体的な運営の在り方については、JCO臨界事故における損害保険会社の対応を参考に、今後検討する「運用ガイドライン（仮称）」の中でその概要を整理することとする。

## （２）保険業法を踏まえた損害保険会社への委託制度の創設

一定の業務性が認められる事務を保険会社に委託する場合には、保険会社は保険業以外の業務を原則として行ってはならないという「他業の制限」の原則に抵触するおそれがある。保険業法第100条により認められる保険会社の業務の範囲は、次のとおりである。

- ① 固有業務：免許の種類に応じた保険の引受け・資産の運用（第97条）
- ② 付随業務：①に付随する金融商品取引の仲介（第98条）
- ③ 法定他業：①の遂行を妨げない限度で行う金融商品取引等（第99条）
- ④ 他の法律により行う業務：（例）政府の委託を受けて行う自動車損害賠償保障事業

このため、保険会社が付随業務・法定他業以外の業務を行う場合には、「他の法律により行う業務」として個別法においてその位置付けを明確に定めることが必要となる。現時点で個別法により保険会社が営むことができるよう制度化されている他業には、自動車損害賠償保障法に基づき政府の委託を受けて保険会社が行う自動車損害賠償保障事業に関する業務がある（同法第72条・第77条）。

これを踏まえ、（1）の補償契約に係る国の事務の損害保険会社への一部委託を保険業法の趣旨の範囲内で可能とするため、補償契約法において、政府の補償契約に関する業務の一部を損害保険会社に委託することができる旨の根拠規定を設けることが適当である。合わせて、委託できることとする業務の範囲等、事務処理の適正を国において確保する仕組みを政令以下で定めることが適当である。

## 6. 罰則水準の引上げ

原子炉等規制法における最近の罰則の厳格化等の状況を踏まえ、原賠法の罰則の見直しを行うこととする。（原賠法第24条・第25条）

### （1）原賠法の罰則

原賠法では、事業者又はその職員に対する罰則として、以下の2条が設けられている。

- 損害賠償措置を講じることなく原子炉の運転等を行った場合、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科（第24条）
- 行政庁への報告の懈怠・虚偽の報告の場合、20万円以下の罰金（第25条）

第24条については、事業行為に伴う原子力損害の賠償を履行するための原資を確保させるため、事業者にあらかじめ損害賠償措置を講じる義務が課されているところ（第6条）、その義務の履行を担保するための罰則規定である。

また第25条については、事業者は損害賠償措置義務の遵守状況の確認のために予定されている報告徴収や立入検査（第20条）に応じなければならないところ、その義務の履行を担保するための罰則規定である。

### （2）見直しの方向性

原賠法の損害賠償措置は当初、原子炉等規制法上の事業の許可要件の一つとし

て法定されていたものが、原賠法制定時に原子炉等規制法から切り離されたという経緯から、原賠法の改正の際には、原子炉等規制法を参考として罰則の見直しを行ってきている。

前回の原賠法改正時以降、原賠法の罰則に対応する原子炉等規制法における罰則が順次厳格化され、罰金の水準が引き上げられていること、他の法令との均衡等を踏まえると、原賠法の損害賠償措置に係る法令違反行為に対する罰則の見直しを検討する必要があると考えられる。

なお、原子炉等規制法では、原子力発電所における自主点検記録の不正事件の発生を受けて両罰規定に係る法人重課の導入が行われたが、原賠法において講ずべき義務が課されている損害賠償措置については、文部科学省においてその承認の審査時を含めて随時確認をしているところであり、そのような状況下において、事業者が組織を挙げて義務違反を犯すことは典型的に少ないと思われ、またこれまでも当該義務違反行為を行った例もないことにかんがみると、今回あえて法人重課を導入して事業者の組織的な当該義務違反行為を強く抑止する必要性が生じているとは言えないと考えられる。

### (参考) 原賠法と原子炉等規制法の罰則の変遷

原子炉等規制法	対象	立法時	昭和52年改正	昭和61年改正	平成11・14・17年改正
第78条 併科あり	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(平成11)	
第80条	1万円以下の罰金	10万円以下の罰金	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金(平成14) 100万円以下の罰金(平成17)	

原賠法	対象	立法時	昭和54年改正	平成元年改正
第24条 併科あり	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
第25条	1万円以下の罰金	10万円以下の罰金	20万円以下の罰金	

## 7. その他

原子力損害の賠償請求権の除斥期間については、民法と異なる特別の規定を設ける必要は生じていない。また、核燃料物質以外の放射性同位元素による損害については、特別な損害賠償措置によらず、一般の不法行為責任制度で対応することで十分である。

前回の原賠法の改正に先立って平成10年12月に原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会で取りまとめられた報告書(以下「報告書」)においては、将来的に法的な検討が行われることを要請する事項がいくつか挙げられていたことから、それらについてもここで整理しておくこととする。

### (1) 除斥期間

#### ① 報告書における記載

報告書では、原賠法には原子力損害の賠償請求権の除斥期間について特段の

規定がなく、民法724条後段の規定により20年の除斥期間が適用されるどころ、報告書では、国際条約等の国際的動向を注視しつつ、原賠法に民法の特則として、死亡又は身体傷害に係る賠償請求権の除斥期間を30年とする規定を設ける方向で検討することが適当であるとされていた。

## ②現状及び対応

原子力損害の賠償請求に係る消滅時効又は除斥期間についての国際的動向としては、改正パリ条約及び改正ウィーン条約では死亡又は身体の傷害は事故から30年（その他の損害は事故から10年）とされ、CSCでは事故から10年（損害賠償措置・国の補償が10年よりも長い期間整備されている場合には、その期間でも可）とされている。

我が国では原賠法に特別の規定がないため、民法の定める20年の除斥期間が適用されるが、近時の裁判例においては「加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時…（略）…損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となる。」（じん肺健康被害に関し最三小判平成16・4・27民集58・4・1032、水俣病に関し最二小判平成16・10・15民集58・7・1802、B型肝炎に関し最二小判平成18・6・16民集60・5・1997）とされる等、後発性の損害の場合には、不法行為に基づく損害賠償請求に係る除斥期間の起算点を損害発生時とする判断が定着してきている。

このような裁判例における民法の適用を踏まえると、現行の原子力損害に係る賠償請求権の除斥期間については、後発性の損害に係る被害者の保護は十分に確保されており、民法と異なる特別の除斥期間を設ける必要はないと考えられる。

## （2）核燃料物質以外の放射性同位元素の扱い

### ①報告書における記載

報告書では、核燃料物質以外の放射性同位元素（RI）による損害について、原賠法の対象とされる廃棄物に準じた損害賠償措置を要することとする法改正を検討することが望ましいとされていた。

### ②現状及び対応

放射性同位元素については、核燃料物質と異なり臨界事故の可能性がないため、大規模・集団的な損害は想定されない。実態としても、放射線障害防止法に基づき報告された放射性同位元素による事故については、そのいずれも大規模・集団的な損害が生じたことはない。

なお、国際的動向としても、前述の3つの国際条約のいずれにおいても、放射性同位元素による損害は原子力損害に含まれていない。

以上を踏まえると、放射性同位元素による損害については、現行どおり一般の不法行為責任制度や労働災害補償制度に委ねることで被害者の保護に問題はなく、原子炉の運転等と同様の損害賠償措置の行政規制を事業者に課すまでの必要はないと考えられる。

### 第3章 引き続き検討を行う事項

原子力損害賠償制度に関する法令改正事項については、前章においてまとめたとおりであるが、JCO臨界事故の経験を適切に制度に反映させる上では、制度改正が必要となる事項のみならず、同時に制度の運用に当たっての考え方を整理することにより、両者が相まって万が一の際の被害者の保護が図られるものである。

また、原子力損害賠償に関する国際条約や国際的な原子力利用の拡大等の近年の国際動向を踏まえると、我が国制度を国際水準に照らして充実させるだけでなく、原子力損害賠償に関する国際秩序への我が国の関わり方を今後検討していくことが有益となる可能性がある。現時点では我が国が将来的にとりうる選択肢を検討するとともに、当面は国際条約の有用性や我が国制度との整合性に関する検討を慎重に進めていくこととする。

これらについては、本報告書ではさらなる検討に当たっての基本的な論点を示すにとどめ、今後本検討会の下に2つのワーキング・グループを設置して検討を継続し、半年を目処に検討会での審議を経て報告書にとりまとめることとする。特に原子力損害賠償制度の運用に関する事項の検討の成果は、関係者の行動マニュアルとして活用できるように「運用ガイドライン（仮称）」という形式でまとめることとする。国際条約への対応については、今後の検討のための論点の整理を行い、文部科学省のみならず、原子力委員会、外務省、経済産業省等の関係省庁の連携によるしかるべき場における検討へとつなげていくことを基本とする。

#### 1. 原子力損害賠償制度の運用ガイドライン（仮称）

原子力損害賠償制度の運用に関する事項について、JCO臨界事故の際の損害賠償の対応を振り返りつつ、万が一原子力損害が発生した際の関係者の行動マニュアルとなる「運用ガイドライン（仮称）」にまとめ、関係者間で共有・参照し、適時改訂していくこととする。

ガイドラインにおいては、関係者が紛争解決を支援するに当たってさまざまな状況に即して期待される対応や、一般的に想定される賠償の手続、必要となる書類、望ましい調整の在り方等、円滑な賠償の履行の確保に資する事項を包括的に整理することとし、今後ワーキング・グループにおいてさらなる検討を行うことが適当である。

##### (1) JCO臨界事故の経験を踏まえた損害賠償対応のマニュアル化

JCO臨界事故を受けて、原子炉等規制法の改正や原子力災害対策特別措置法の制定により安全規制や災害対策の強化がなされた一方、損害賠償については、第1章で見たような対応がこれまで長期間にわたって継続してきたことから、本検討会ではそうした経緯全体を振り返りつつ、今回の原子力損害賠償制度の見直しを行っているところである。JCO臨界事故から得られた教訓を今後に生かすという観点からは、前章の原子力損害賠償制度の法令改正事項のみならず、制度の運用に関する事項についても合わせて整理することが重要である。

こうした運用に関する事項の整理としては、万が一原子力損害が生じた際に当事者、国・地方公共団体、日本原子力保険プール等の関係者が参照しやすく、平

時からも関係者間で共有しやすい形式にとりまとめることが有益であると考えられる。このため、円滑な賠償の履行の確保に資する事項を包括的に記載し、関係者の行動マニュアルともなるよう「運用ガイドライン（仮称）」にとりまとめておくこととする。

また、ガイドライン形式でとりまとめる趣旨に照らし、関係者間でその普及と理解の促進を図るよう努めるとともに、万が一の際の実際の活用に耐えるよう適時内容を改訂していくことが望ましい。

## **(2) ガイドラインの内容として検討すべき事項の例**

ガイドラインにおいて記載することが想定される事項とその内容の例は、現時点で次のとおりである。今後ワーキング・グループにおいては、こうした事項についてJCO臨界事故の際の経緯を参考としつつ、さらなる検討を行うこととする。

### **① 原賠法の適用の考え方**

- 原賠法の適用の有無の判断の基本的な考え方
- 原賠法の適用事例・原子力損害の被害類型例

### **② 平時からの対応**

- 平常時からの情報交換の在り方
- 担当者との定期的な意見交換
- 事業者があらかじめ準備しておくべき事項・書類
- 防災業務計画等との連携

### **③ 初動対応**

- 原賠法の適用の有無の判断と関係者間の情報共有の在り方
- 原子力損害の拡大防止の在り方
- 原子力損害の全体状況の迅速な把握方法
- 紛争審査会の迅速な開催

### **④ 賠償請求（被害の申出・受付）**

- 事業者の対応とその基本的な考え方
- 受付窓口の開設とその周知方法
- 関係者による効果的な支援の在り方
- 被害者の申出方法・必要書類

### **⑤ 賠償の参考となるべき指針**

- 紛争審査会の運営方法
- 効果的な指針の策定の留意事項

### **⑥ 事業者・被害者間の調整**

- 当事者間の調整の在り方
- 和解に必要な書類例
- 関係者による効果的な支援の在り方

### **⑦ 紛争の解決**

- 自主的な調整方法

- 紛争審査会の和解の仲介の運営方法
- なお解決に至らない場合の注意点

## ⑧ 政府の支援

- 被災者・被災地域の支援方策
- 損害賠償額が賠償措置額を超える場合の国の援助の在り方

## ⑨ 保険金・補償金の支払い

- 支払請求の手續・必要書類・経過管理の方法
- 補償契約事務に係る損害保険会社との協力の在り方

## 2. 原子力損害賠償に関する国際条約への対応

原子力損害賠償に関する国際枠組みについては、現時点では我が国が直ちに参加すべき状況にはない。しかし、将来国際条約の締結を本格的に検討していく際の選択肢としては、我が国原賠法と親和性があること、締約国間の拠出金による賠償措置の強化が望めること、米国が批准したこと、アジア周辺諸国を含めた幅広い国の参加の可能性があること等から、C S Cを念頭に置くことが適当である。

また、以下の課題についてワーキング・グループで引き続き検討し、基本的な考え方を本検討会として論点整理した上で、文部科学省のみならず、原子力委員会、外務省、経済産業省等の関係省庁の連携によるしかるべき場における将来的な検討につなげることを基本とする。各課題について我が国にとっての利益及び負担を慎重に検討するとともに、条約締結に向けた近隣諸国等との協調の在り方も考える必要がある。

### <政策的課題>

アジア諸国での越境損害の対応の明確化と我が国被害者の保護、我が国原子力産業の国際展開の支援、各国の損害賠償措置を補完する国際的資金措置、原子力導入国等における原子力損害賠償制度の整備・充実等、国際条約を締結することの意義を多角的に検討する必要がある。

### <制度的課題>

我が国原賠法や民事法制との整合性を確保すべき課題として、拠出金の負担に関する国内制度の創設、少額賠償措置額に係る公的資金の確保、専属的な国際裁判管轄・準拠法の整備、責任保険の効力の継続性の確保等を慎重に検討していく必要がある。

### (1) 国際枠組みに関する検討

原子力損害賠償制度に関する国際的な共通ルールを定めるパリ条約、ウィーン条約、C S Cの3系統の条約が既に存在しているが、我が国はこれまでいずれの国際条約も締結しておらず、原子力損害賠償に関する国際枠組みへの参加について具体的な検討にまで踏み込んだことはない。これは我が国が以下のような状況にあることによると考えられ、現時点で直ちに我が国が国際枠組みに参加しなけ

ればならない状況にはない。

- 原子力先進国としてふさわしい水準の国内制度を有しており、国内の事故で生じる原子力損害に関しては既に被害者の保護と原子力産業の発達のための法的基盤が十分に整備されてきたこと。
- 他の原子力利用国と相互に陸続きで国境を接しておらず、近隣諸国との間で越境損害への対応について、欧州に比べて問題が顕在化していないこと。
- 国際条約については近隣諸国や輸出の仕向国等がともに締結しなければ実質的な意義に乏しいと考えられるが、中国・韓国等のアジア周辺諸国の姿勢は明らかではないこと。

しかしながら、第1章で既述のように、世界的な原子力産業の連携・再編やアジア周辺地域における原子力導入の活発化等の原子力の利用を巡る国際情勢の変化を踏まえると、近隣諸国の動向等を考慮し、国際条約の締結の必要性が具体化した際の備えとして、現時点においては我が国が将来的にとりうる選択肢を検討するとともに、将来の本格的な検討に向けてその素材となる論点を整理しておくことは有益である。

## (2) 仮に条約の締結を想定した場合の我が国の選択肢

原子力損害賠償に関する国際枠組みに我が国が仮に参加することを想定した場合、国際条約を締結することのメリット及びデメリットを慎重に検討することを前提としつつ、我が国の選択肢としては、

- ① 改正パリ条約を締結する。
- ② 改正ウィーン条約を締結する。
- ③ C S Cを締結する。

の3通りが想定される。その選択に当たっては、各条約の内容、締約国の地理的な関係、アジア周辺諸国を含めた国際枠組みの形成の可能性、我が国制度との親和性等の諸点を総合的に考慮する必要がある。

①については、最も高水準の賠償措置額が要求され、被害者の保護に最も資する枠組みとなるが、改正パリ条約に対応した国内法の整備を検討しているのはEU諸国とスイスだけで、我が国との地理的關係が薄く、アジア周辺諸国が締結していくことは想定できない。

②については、旧ウィーン条約の主な締約国が中東欧・中南米の国で、越境損害への対応という点では従来から地理的な關係が薄かったが、これらの国々は改正ウィーン条約への移行が順調に進んでおらず、国際枠組みとして普遍性が得られない可能性がある。

③については、免責事由や除斥期間の条件が①・②よりも緩やかである等、我が国を含め多くの国にとって比較的締結しやすい内容であるとともに、締約国の国内法による賠償措置額の不足を締約国間の拠出金により補充する仕組みを用意していることから、これが誘因となって、旧ウィーン条約・改正ウィーン条約の締結国や国際条約の未締結国、原子力の新規導入国等がアジア諸国も含めて広くC S Cに参加する可能性がある。さらに、我が国原子力産業の実態において我が国と密接な關係を有する米国がC S Cを批准するに至ったことから、日米共通の原子力産業の国際展開の法的基盤としても期待しうる。

以上を踏まえると、仮に原子力損害賠償に関する国際的枠組みに我が国が参加し、国際条約の締結を本格的に検討する場合の選択肢としては、C S Cを念頭に置くことが現実的と考えられる。

### (3) 仮にC S Cの締結を想定した場合の検討すべき論点

我が国としてのC S Cへの対応は単に文部科学省だけでなく、原子力委員会、外務省、経済産業省等の関係省庁と連携して対応し、しかるべき場において総合的に検討を行う必要がある。本検討会ではその前段階として基本的な考え方について論点を整理し、次の全政府的な検討の段階へとつなげていくことを基本とすることが適当である。

C S Cの締結に関する検討に当たっては、各論点について、我が国国民にとっての利益と負担とを慎重に見きわめることが必要であるとともに、C S Cの締結に伴う我が国の基本的な民事法制への影響も含めた慎重な検討が必要である。

また、各論点は我が国のみならず、越境損害への対応の必要が想定されうる近隣諸国や輸出の仕向国、国際輸送の際の通過国とともにC S Cを締結することで意味を持つことから、どのような時期にどのような国に締結を呼びかけていくのかも合わせて考えていく必要がある。

今後設置するワーキンググループにおいてさらに検討を深めるべき課題の例について、現時点で整理すると以下のとおりである。

#### ① 政策的課題の例

##### イ アジア周辺地域での越境損害の対応の明確化と充実

事故発生国と被害発生国が異なる越境損害については、国際裁判管轄及び準拠法が不明確であるため、被害者が各国国内の原子力損害賠償制度による保護を十分に受けられない可能性があるが、アジア周辺諸国が一緒になってC S Cを締結することにより、各国の賠償措置額の充実や事故発生国における一元的な司法処理が実現する可能性がある。

これにより我が国国民を含めて被害者の迅速かつ確実な救済が図られる可能性がある一方で、裁判管轄を有する他の締約国において裁判を行わなければならない負担を生じるため、越境損害を被った我が国国民の保護に真に資するものと評価できるか。

##### ロ 我が国原子力産業の国際展開の支援

関係国を含めたC S Cの締結によって当該国での責任集中を含む国内法制が整備されるとともに、国際裁判管轄と準拠法も整理されるため、原子力導入国・拡大国にプラント、コンポーネント、部品等の輸出を行う我が国原子力産業にとっては、複数国における裁判提起の可能性、国際的な事業者間の賠償責任を負う範囲の不明確さ等の事業遂行上のリスクの低減に有効かどうか。

##### ハ 各国の損害賠償措置を補完する国際的な資金措置

C S Cは各国が国内法で事業者に講じさせる損害賠償措置を補完する国際的な資金措置を原子力利用国が広く分担拠出するシステムも含んでいるが、我が国・他の締約国の被害者の保護の充実に資する可能性がある一方で、我が国の賠償措置額はC S Cの規定（3億SDR（約528億円））を超える高い水準への引上げを予定しており、また実際の拠出金は我が国の負担が

相対的に大きいことが見込まれているため、我が国にとって総合的に利益のあるものと評価できるか。

## 二 原子力導入国等における原子力損害賠償制度の整備・充実

CSCは締約国間の拠出金が締結の誘因となる可能性がある一方で、発展途上国にとっては締約国に求められる水準の国内制度の整備は必ずしも容易ではないと考えられるが、原子力先進国として原子力発電の円滑な導入・強化に貢献する観点から、今後原子力発電所の急速な立地・拡大が見込まれるアジア周辺諸国等に国際的に共通の原則に基づく原子力損害賠償制度の整備・充実を促していくことがどの程度必要か、またその際我が国が率先してCSCを締結することがどの程度有効か。

### ② 法制的課題の例

#### イ 拠出金の負担に関する国内制度

CSC上の賠償措置額を超える損害が締約国で生じた場合に、その締約国へ我が国が一定の基準により算出される金額を拠出する必要があり、その場合に拠出金を我が国国内において準備するための制度を構築する必要がある。

※ 拠出金は基金として積み立てられるのではなく、大規模な事故が生じた際に締約国が裁判管轄を有する国に拠出する仕組みである。現締約国のアルゼンチン・モロッコ・ルーマニア・米国に加えて、例えば日本・韓国・中国が新たに締約国となった場合には、1件当たりの事故について締約国全体で拠出される額は最大で約2億ドル（約234億円）に、日本の拠出額は最大で約7000万ドル（約82億円）になると見込まれている。

#### ロ 少額賠償措置額に係る公的資金の確保

CSCにおいては、少額の賠償措置額（500万SDR以上の額）を認める一方、原則的な賠償措置額（3億SDR以上の額）との差額を埋める公的資金の確保が締約国に義務付けられるため、原賠法における国の支援の在り方と事業者の無限責任の関係の整理と合わせて、当該差額の確保に係る考え方を検討する必要がある。

#### ハ 原子力損害の定義

CSCが定義する原子力損害のうち、「環境損害の原状回復措置費用」、「防止措置による損害」及び「環境汚染によって生じたものではない経済的損失」については、これらを明記しない原賠法との整合性を整理する必要がある。

## 二 国際裁判管轄・準拠法

CSCによると、原則として損害発生の原因となった原子力施設が所在する締約国に専属的な裁判管轄が認められる（例えば他の締約国の原子力施設が原因となって我が国国内に損害が生じた場合には、当該国の裁判所のみが司法処理を行い、我が国国内裁判所への訴えは却下される。）ため、国際裁判管轄について明確な規定を置いていない民事訴訟法との整合性を整理する必要がある。

またCSCでは、準拠法は管轄裁判所の法とすると規定され、締約国間では一律に損害発生の原因となった原子力施設が所在する国の法律に基づいた損害賠償の処理を行うことになるため、不法行為について原則として損害発生地の法により処理することとしている「法の適用に関する通則法」との整

合性を整理する必要がある。

#### **ホ 責任保険の効力の継続性確保**

C S Cによると、保険契約の解除の効力を事前の通知から2か月経過した後が発生させるとともに、核物質の輸送期間中にその保険が取り消されないことが締約国に義務付けられ、損害賠償措置としての責任保険の継続性確保が求められているため、我が国の責任保険契約をこれに適合させるための調整が必要となるとともに、原賠法との整合性を整理する必要がある。

#### **ヘ 拠出金を受ける場合の国内制度**

我が国がC S Cに基づいて拠出金を受ける場合、拠出金を利用する手続等の国内制度の整備を検討する必要がある。またその際、賠償責任を負う事業者が求償権を有していれば、それを実現して得られる額を拠出金の提供国に返すことができるよう措置する必要があるため、原賠法の下で事業者が有する求償権の政府による取得・行使等の仕組みの整備を検討する必要がある。

#### **ト 国際輸送**

C S Cにおいては、国境をまたぐ核物質等の輸送に関し、国際的事業者間の賠償責任の所在を規定しているため、原賠法上の対応を検討する必要がある。

## 本報告書で用いる略語の一覧

### (法令の名称)

原賠法	原子力損害の賠償に関する法律
原賠法施行令	原子力損害の賠償に関する法律施行令
補償契約法	原子力損害賠償補償契約に関する法律
補償契約法施行令	原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

### (国際条約の名称)

パリ条約	原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約（改正後のパリ条約も含めて「パリ条約」とも表記）
改正パリ条約	2004年の改正議定書による改正後のパリ条約
ウィーン条約	原子力損害の民事責任に関するウィーン条約（改正後のウィーン条約も含めて「ウィーン条約」とも表記）
改正ウィーン条約	1997年の改正議定書による改正後のウィーン条約
C S C	原子力損害の補完的補償に関する条約（ <u>C</u> onvention on <u>S</u> upplementary <u>C</u> ompensation for Nuclear Damage の略）

### (原子力損害賠償制度等に関する用語)

JCO臨界事故	平成11年9月30日に株式会社ジェー・シー・オー東海事業所核燃料加工施設において発生した臨界事故。
原子炉の運転等	原子炉の運転・加工・再処理等の事業行為及びこれに付随して行われる核燃料物質等の運搬・貯蔵・廃棄の総称（原賠法第2条第1項）。
原子力損害	核燃料物質の核分裂の過程・放射線の作用等により生じた損害をいう（原賠法第2条第2項）。
事業者	原子力事業者の略。原子力事業者とは、原子炉等規制法の規制を受ける事業行為の許可を受けた者をいう（原賠法第2条第3項）。
損害賠償措置	事業者が賠償の履行に充てる資金を確保するための措置で、①民間の責任保険の付保と政府の補償契約の締結、②供託、③その他の措置が認められている（原賠法第6条・第7条）。制度創設以来、①以外の措置が講じられたことはない。
賠償措置額	損害賠償措置により賠償に充てられることが確保されるべき金額（原賠法第7条第1項・原賠法施行令第2条）。
SDR	IMF（国際通貨基金）の特別引出権。ユーロ、日本円、英ポンド、米ドルの加重平均。
サイト	損害賠償措置を講じるべき工場又は事業所の単位（原賠法第7条第1項）の一般的呼称で、一のサイトには一以上の隣接する原子力関係施設が含まれる。
責任保険	原子力損害賠償責任保険契約の略。事業者が原子力損害の賠償責任が発生した場合にその賠償による損失をてん補するため、各事業者と民間の保険会社との間で締結される（原賠法第8条）。地震等による原子力損害、後発性の原子力損害等の賠償による損失は、民間の責任保険ではてん補されていない。
補償契約	原子力損害賠償補償契約の略。民間の責任保険によりてん補されない原子力損害の賠償損失をてん補するため、各事業者と政府との間で締結される（原賠法第10条第1項、補償契約法第2条・第3条）。
紛争審査会	原子力損害賠償紛争審査会の略。文部科学省に臨時に設置される紛争処理機関で、当事者の申立てを受けて和解の仲介を行う（原賠法第18条）。

## 本報告書で用いる外国為替レートの一覧

本報告書では、ドル・ユーロの日本円換算額は平成19年の外国為替相場の年間平均を、SDRの日本円換算額は平成18年度・平成19年度の2か年の平均を用いて算出している。具体的な数値は次の表のとおりである。

外国通貨名等	円換算額
ドル (米)	116.84
ユーロ	159.74
SDR	176

(備考) 各通貨の1単位当たりの日本円換算額は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の調べによる平成19年の年間平均TTBを用いた。

SDRの日本円換算額は、平成20年4月1日から平成22年3月末日までの間に適用されるWTO政府調達協定の適用基準額（平成20年総務省告示第39号・平成20年財務省告示第20号）の算出の基礎となった平成18年度・平成19年度の2か年の平均を用いた。

## 第1次報告書のポイント（概要）

### 1. 原子力損害賠償制度を巡る情勢

#### (1) JCO臨界事故に係る損害賠償

- 被害申出総数は8千件超（最終的な賠償対象は約7千件）
- 賠償総額は約150億円（当時の法令に基づく賠償措置額は10億円。その後の政令改正により、5%以上の濃縮ウランの加工等は120億円に引上げ。）
- 原子力損害賠償紛争審査会への和解の仲介の申立件数は2件
- 当事者の賠償交渉を円滑に進めるため、国・地方公共団体が支援を実施

##### JCO臨界事故

平成11年9月、JCO東海事業所で我が国初の臨界事故が発生し、臨界状態が約20時間が継続。3名の従業員が重篤な被ばくを受け、そのうち2名の方が亡くなったほか、消防署員や臨界停止作業に従事した従業員、周辺住民等が被ばくした。

#### (2) 国際動向

- 賠償措置額の動向として、従来の国際条約（改正ウィーン条約・CSC）での水準は3億SDR（528億円）であったが、平成16年の改正パリ条約では7億ユーロ（1118億円）に引上げ
- アジア周辺地域の原子力導入の活発化、世界的な原子力産業の連携再編、本年5月の米国による「原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）」の批准等の動き

### 2. 原子力損害賠償制度の見直し（●は法律改正事項、◆は政令改正事項）

#### (1) 補償契約の締結・政府の援助に関する規定の適用期限の延長

- 民間保険のてん補範囲に変動がないこと等から、補償契約の締結及び政府の援助の適用期限を現行の平成21年12月31日から10年間延長する。

補償契約：地震等による原子力損害の賠償による損失を政府が事業者に補償  
政府の援助：事業者の賠償額が賠償措置額を超える場合、政府が必要な援助

#### (2) 賠償措置額の引上げ

- 事業者が原子力損害の賠償に充てられるよう確保すべき額（賠償措置額）について、欧州諸国を中心とする国際水準や我が国の民間の責任保険の引受能力の向上を踏まえ、現行の600億円から1200億円に引き上げる。
- ◆加工・使用等に係る賠償措置額の特例額について、上記の引上げの割合に合わせて、現行の120億円又は20億円からそれぞれ240億円又は40億円に引き上げる。
- ◆補償契約に係る補償料率について、最新の知見、保険市場の評価、契約実績等を踏まえて引き下げる。

#### (3) 事業行為終了後の損害賠償措置の合理化

- ◆事業行為終了後にサイト内で行われる核燃料物質等の運搬等の付随行為について、付随行為の相対的リスクに照らして合理的な額の賠償措置額の特例額を創設する（【参考1】）。

#### (4) 紛争審査会による賠償の参考となる指針の策定

●膨大な数の請求・現場の混乱・当事者の心理・事案間の一定の類似性等の原子力損害の賠償の特殊性を踏まえ、紛争審査会の所掌事務として、賠償に関する紛争の自主的な解決を促進するため、賠償の参考となる指針を策定することを新たに追加する（【参考2】）。

→指針には、原子力損害の範囲、損害額の算定の方法等に関する基本的な考え方をマクロな観点から整理する。

#### (5) 損害保険会社への補償契約事務の一部委託

●万が一政府の補償契約の対象となる事案が発生した場合に備え、損害保険会社の知見・ノウハウを活用できるよう事務の一部委託を可能とする（【参考3】）。

#### (6) 罰則の厳格化

●原子炉等規制法における罰則の厳格化等を踏まえ、罰則を引き上げる。

### 3. ワーキング・グループを設置して引き続き検討を行う事項

#### (1) 運用ガイドライン（仮）の作成

○JCO臨界事故の教訓を集約し、国・地方公共団体等も含めた関係者に期待される行動や賠償の一般的な手続、必要書類等をマニュアル化する。

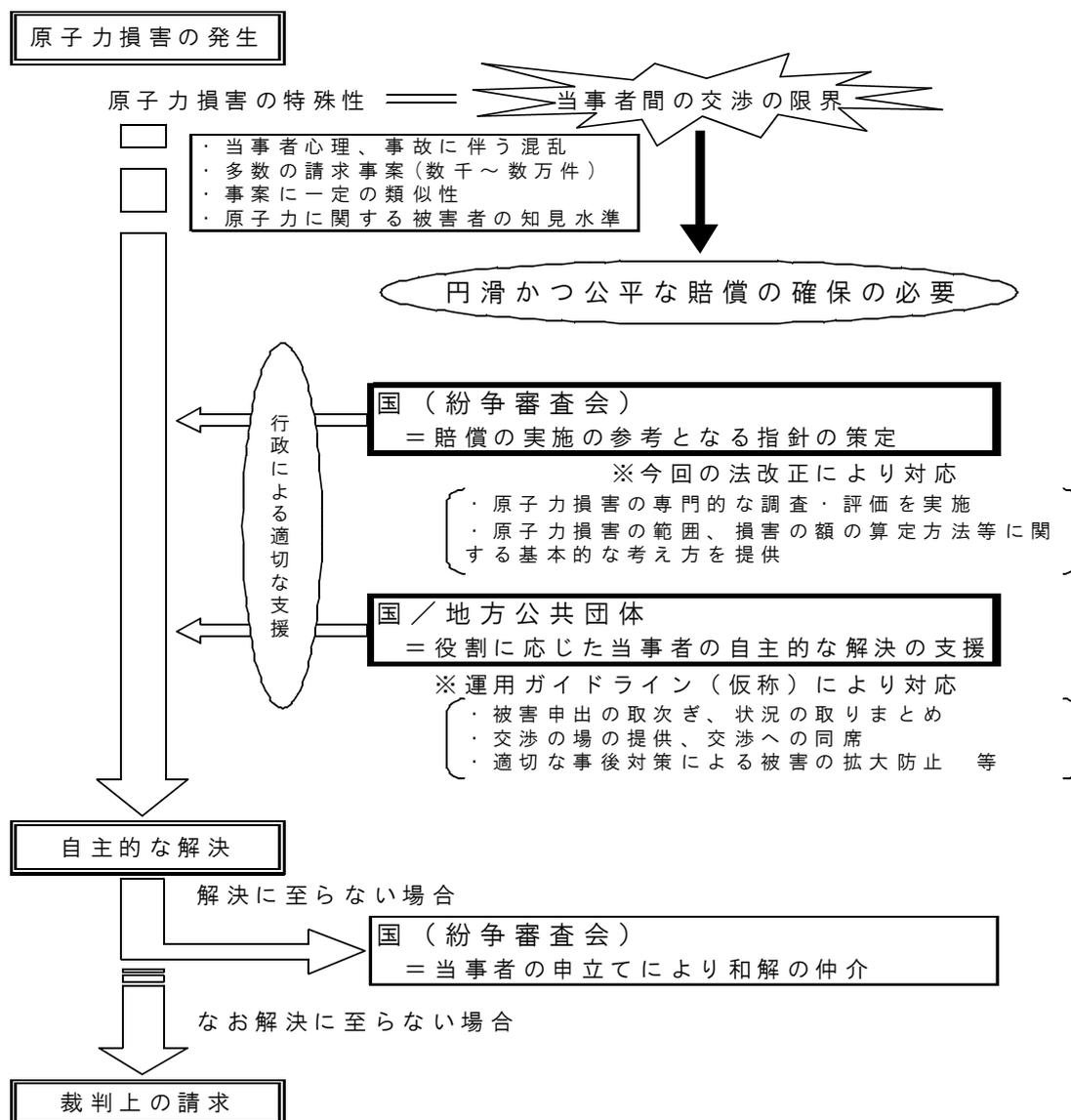
#### (2) 国際条約への対応

○将来の本格的検討に備え、CSCを念頭に、政策面（条約の有用性）・法制面（国内制度との整合性）の論点を整理する。

#### 【参考1】 事業行為終了後の特例額の創設

原子炉の運転		使用済燃料を炉心から取り出した場合	使用済燃料を事業所から搬出した場合
事業行為及び付随行為		付随行為のみ	
1万kW超	1200億円 現行は600億円	240億円 現行600億円	40億円 現行600億円
100kW超	240億円 現行120億円	240億円 現行120億円	40億円 現行120億円
		使用済燃料の貯蔵と同程度	低レベル放射性廃棄物の管理と同程度
		一定量以上の核燃料物質の使用	一定量以上の核燃料物質を事業所から搬出した場合
事業行為及び付随行為		付随行為のみ	
240億円 現行120億円		40億円 現行120億円	

## 【参考2】紛争解決支援システムの全体イメージ



## 【参考3】損害保険会社への補償契約事務の一部委託のイメージ

### 文部科学省で行う業務

補償金支払請求のスキームの決定
事故の報告の受付
…
補償額の事前承認
…
補償額の最終決定
補償金の支払い
過怠金の徴収
異議申立てへの対応

### 委託することが想定される業務

賠償責任の事前承認申請の受理	登被 録害 ・者
申請書類の確認・補正の指示	
事前承認に係る補償額の算定案の作成	経別 過の 管事 理案
事業者に対する事前承認の内容の通知	
補償金支払請求の受理	
請求書類の確認・補正の指示	
支払に係る補償額の算定案の作成	

## 原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会構成員

### 委員

天野 徹	(独) 科学技術振興機構審議役
伊藤 聡子	フリーキャスター
岡本 孝司	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
吉川 肇子	慶應義塾大学商学部准教授
柴田 洋二	(社) 日本電機工業会原子力部長
道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士
野村 豊弘	学習院大学法学部教授 (検討会座長)
野村 正之	(独) 日本原子力研究開発機構特別顧問
原 徹	日本原子力保険プール専務理事
廣江 譲	電気事業連合会理事・事務局長
藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
村上 達也	東海村長
四元 弘子	弁護士

### 顧問

下山 俊次	日本原子力発電(株) 参与
谷川 久	日本エネルギー法研究所常務理事・所長

## これまでの審議の経過

### 第1回 平成20年6月6日（金）

- （1）原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会の開催について
- （2）原子力損害賠償制度の現状について
- （3）原子力損害賠償制度に関する論点整理について

### 第2回 平成20年6月17日（火）

- （1）JCO臨界事故時の原子力損害賠償の対応について  
村上委員・天野委員・原委員から報告
- （2）JCO臨界事故を踏まえた対応について

### 第3回 平成20年7月4日（金）

- （1）原子力損害の賠償に関する法律の改正事項について
- （2）原子力損害賠償制度の運用に当たっての考え方について

### 第4回 平成20年8月7日（木）

- （1）原子力損害の賠償に関する法律の改正事項について
- （2）原子力損害賠償に関する国際条約への対応の方向性について
- （3）今後の検討会の進め方について

### 第5回 平成20年9月8日（月）

- （1）原子力損害賠償制度の改正事項について

### 第6回 平成20年10月17日（金）

- （1）原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会第1次報告書案について

### 第7回 平成20年12月15日（月）

- （1）原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会第1次報告書について
- （2）ワーキング・グループの開催について
- （3）総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会国際戦略検討小委員会について

## 参考資料

# 我が国の原子力損害賠償制度の概要

## (1) 原子力損害賠償制度の概要

### 【関係法律】

- わが国の原子力損害賠償制度は、以下の2つの法律から成り立っている。
  - ・原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）
  - ・原子力損害賠償補償契約に関する法律（補償契約法）

### 【目的】

- 被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図ることを目的（原賠法第1条）

### 【原子力損害に係る賠償責任】

（無過失責任）

- 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。原子力事業者の故意・過失は問われず。（原賠法第3条）

（責任集中）

- 原子力事業者以外の者は、賠償責任を負わない。（原賠法第4条）

（無限責任）

- 原子力事業者の賠償責任の限度額は、特に規定せず。

### 【賠償措置の義務】

- 原子力事業者に対し、原子力損害を賠償するための措置（賠償措置）を講じること義務付け。（原賠法第6条～第10条・補償契約法）

原子力事業者は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{原子力損害賠償責任保険（民間保険契約）} \\ \text{原子力損害賠償補償契約（政府補償契約）} \end{array} \right\}$ を締結。

- 賠償措置の額は、1工場・事業所当たり600億円（1万Kw超の原子力発電所の場合。種類・規模に応じた少額措置を政令で規定）。

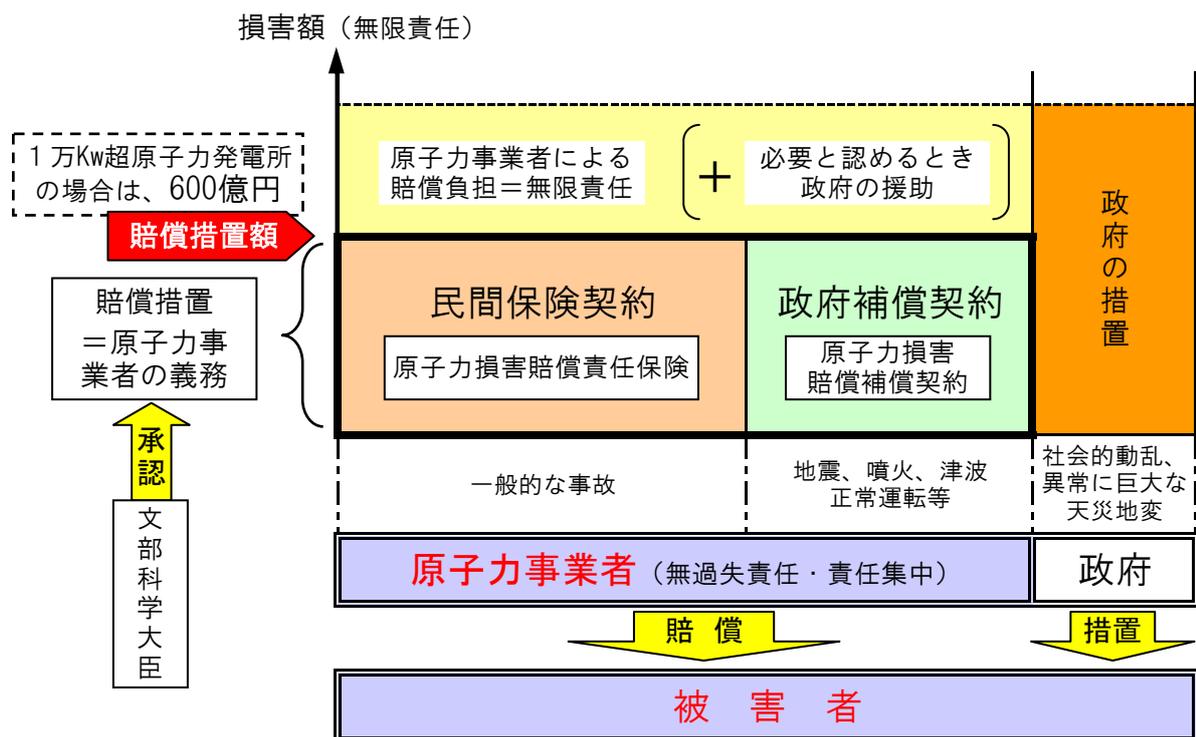
### 【国の援助・措置】

- 賠償責任が賠償措置を超える場合、必要と認めるときは、政府が原子力事業者に対して援助。（原賠法第16条）

- 社会的動乱・異常に巨大な天災地変の場合、政府が必要な措置。（原賠法第17条）

### 【原子力損害賠償紛争審査会】

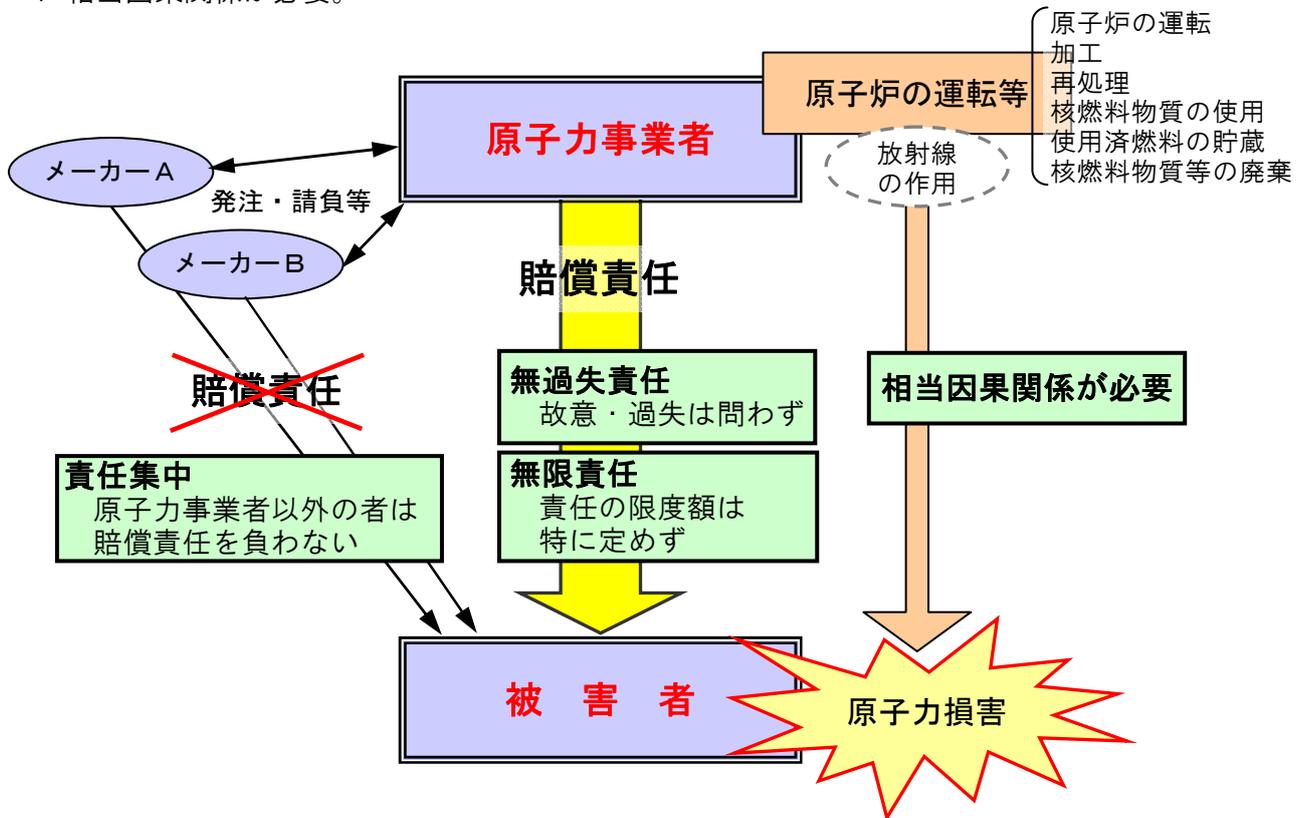
- 文部科学省に臨時設置される第三者機関において、当事者の申立てにより「和解の仲介」を実施（原賠法第18条）



## (2) 原賠法の適用範囲

○原賠法による損害賠償責任（無過失・無限・責任集中）の適用範囲は、①原子力事業者が、②原子炉の運転等に際して、③原子力損害を与えた場合。

○原子力損害とは、原子核分裂の過程・放射線の作用により生じた損害。作用と損害との間に相当因果関係が必要。

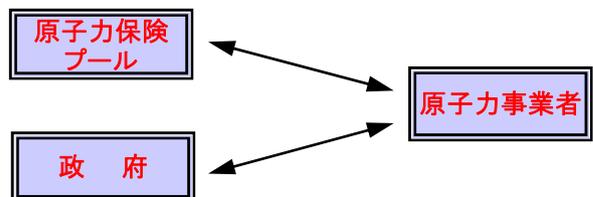


## (3) 賠償に係る関係者の手続の流れ

### 【平時】

○責任保険契約の締結・保険料の支払い

○補償契約の締結・補償料の支払い



### 【事故時】

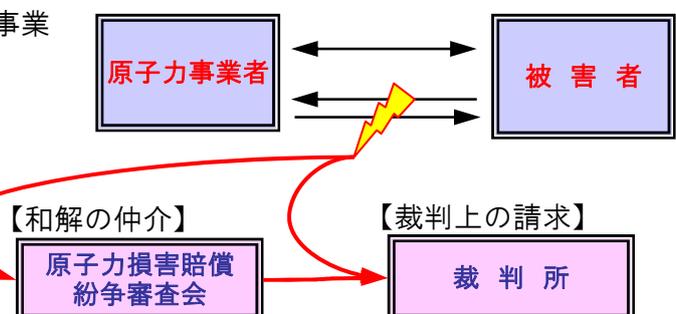
○原子力損害の発生とともに、原子力事業者に賠償責任が発生

○損害賠償の請求

○損害の賠償

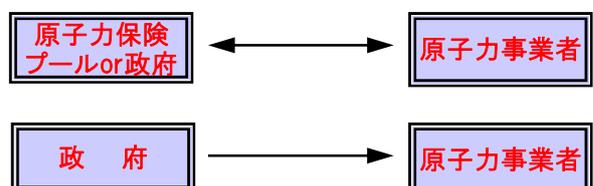
※不調の場合

○原子力損害賠償紛争審査会  
○裁判所



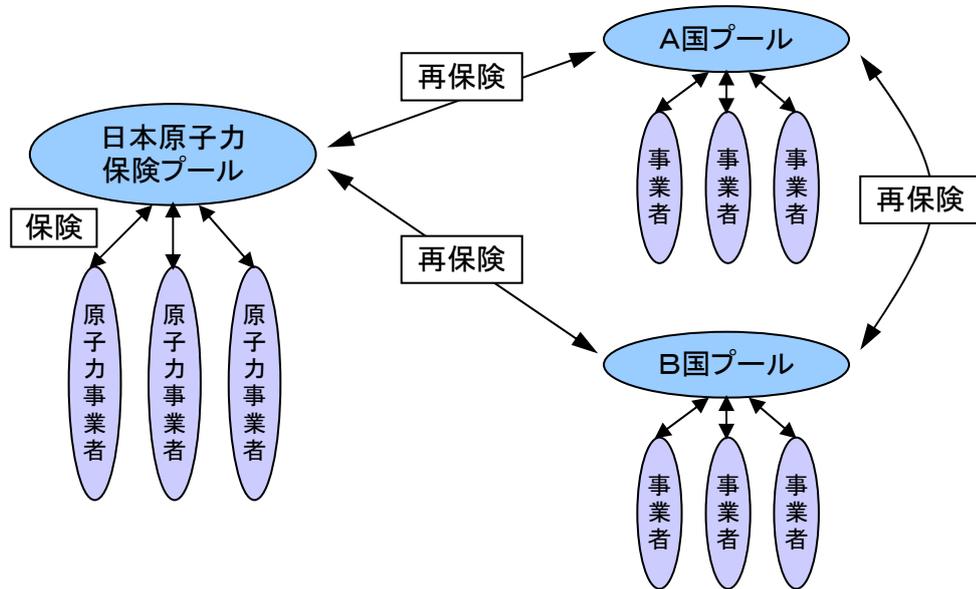
○保険金[補償金]の支払請求・支払い  
※プールか政府かは事故原因による

○必要と認めるときは、援助



#### (4) 原子力保険の構造

原子力保険は、引受能力を最大化するために、損害保険会社が共同でプール事務を行い（日本原子力保険プール）、さらに各国の保険プール間で再保険契約が結ばれている。



## 原子炉の運転等の種類別の賠償措置額・政府補償契約の締結件数

賠償措置額	工場又は事業所(サイト)における事業行為(付随運搬・貯蔵・廃棄を含む)						サイト外の行為		
	原子炉の運転	契約件数※1	使用・再処理・加工	契約件数※1	貯蔵・廃棄	契約件数※1	運搬・貯蔵・廃棄	契約件数※2	
600億円	熱出力1万Kw超	① 22	再処理	⑥ 2					
120億円	熱出力100Kw超～1万Kw以下	② 2<1>	以下の加工 ・800g以上U235(濃縮度5%以上) ・500g以上Pu	⑤ 2	使用済燃料の貯蔵	⑨ 0	以下のサイト外運搬 ・800g以上U235(濃縮度5%以上) ・500g以上Pu ・使用済燃料 ・ガラス固化体	⑮ 15	
					ガラス固化体の埋設	⑪ 0			
			以下の使用 ・800g以上U235(濃縮度5%以上) ・500g以上Pu	⑧ 7<7>	ガラス固化体の管理	⑬ <1>	以下のサイト外貯蔵 ・800g以上U235(濃縮度5%以上) ・500g以上Pu ・使用済燃料 ・ガラス固化体	⑰ 0	
20億円	熱出力100Kw以下	③ 4<1>	一般の加工(⑤以外)	④ 4	一般の廃棄物埋設(⑪以外) =低レベル放射性廃棄物	⑩ <1>	一般のサイト外運搬(⑮以外)	⑭ 159	
							一般のサイト外貯蔵(⑰以外)	⑯ 0	
			一般の使用(⑧以外)	⑦ 5<2>	一般の廃棄物管理(⑬以外) =低レベル放射性廃棄物	⑫ <1>	核燃料物質等のサイト外廃棄(付随運搬を含む)	⑱ 0	

- (備考) 1. ○囲い数字は、「原子力損害の賠償に関する法律施行令」第2条の表の各号の番号を表す。  
 2. 1サイトで2種類以上の行為を行う場合の契約は、賠償措置額の最も大きい行為の賠償措置額を採用する(「原子力損害の賠償に関する法律施行令」第2条ただし書)。そのため、その場合の賠償措置額の小さい行為は、< >付き数字で掲げている。  
 3. ※1は、平成18(2006)年度以前に締結し、平成19(2007)年4月1日時点で継続している政府補償契約の数を表す。  
 4. ※2は、平成19(2007)年度に締結した政府補償契約の数を表す。

## 原子力損害の賠償に関する法律等の主な改正履歴

制度の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昭和36年3月1日、第38回国会に「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」が提出され、同年6月8日成立、同月17日に公布。</li> <li>○ 昭和37年3月15日に、原賠法等の関係法令が施行され、原子力損害賠償制度が確立。</li> </ul>
昭和46年の改正	<p>原賠法・補償契約法及び施行令を改正。主な改正内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力船に係る制度を整備し、我が国の原子力船が外国の水域に入る場合には、両国政府間の合意に基づき、原子力事業者の損害賠償責任を一定の額までとし、国内で要求される損害賠償措置に加えてその額までの損害賠償措置を講じさせるとともに、外国原子力船が本法の水域に入る場合にも、我が国の原子力船同様、両国政府間の合意に基づき原子力事業者の損害賠償責任を一定の額(360億円を下らない額)までとし、その額までの損害賠償措置を講じさせる。</li> <li>○ 政府の補償契約の締結と政府の援助に関する規定を10年延長。</li> <li>○ 賠償措置額を制定当初の50億円から60億円に引き上げ。</li> <li>○ 原子力事業者間の核燃料物質等の運搬については、受取人が責任を負うことになっていたものを原則として発送人の責任に改めるとともに、特約による責任の移転を許容。</li> <li>○ 原子力事業者の求償権について、第三者に故意又は過失がある場合に求償できるとされていたものを、故意ある第三者に限定。</li> <li>○ 事業行為に付随して行われる運搬・貯蔵・廃棄に伴う原子力事業者の賠償責任(無過失・責任集中)について、核燃料物質によって汚染された物による損害を追加。</li> </ul> <p>補償契約法の改正内容については次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国の原子力船の外国の水域への立入りに伴う損害賠償措置として、政府と原子力事業者の間で補償契約を締結できることとする。</li> </ul>
昭和54年の改正	<p>原賠法及び施行令を改正。主な改正内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来原賠法の対象とされていなかった、従業員が業務上受けた損害を原子力損害の対象とし、労働者災害補償制度における保険給付と損害賠償との調整を行うこととした。</li> <li>○ 政府の補償契約の締結と政府の援助に関する規定を10年延長。</li> <li>○ 賠償措置額を60億円から100億円に引き上げ。</li> </ul> <p>施行令の主な改正内容については次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 核燃料物質等の廃棄についての特例額(2億円)を新たに設定。</li> </ul>
昭和61年の改正	<p>原子炉等規制法の改正を受け、施行令を改正。主な改正内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物埋設についての特例額(2億円)を新たに設定。</li> <li>○ 廃棄物管理についての特例額(ガラス固化体:20億円、ガラス固化体以外:2億円)を新たに設定。</li> </ul>
平成元年の改正	<p>原賠法及び施行令を改正。主な改正内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府の補償契約の締結と政府の援助に関する規定を10年延長。</li> <li>○ 賠償措置額を100億円から300億円に引き上げ。</li> </ul> <p>施行令の主な改正内容については次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加工・使用について、従来の一律の特例額(2億円)を改め、プルトニウムの加工・使用を60億円、それ以外の核燃料物質等に係る加工・使用を10億円とした。</li> </ul>
平成11年の改正	<p>原賠法及び施行令を改正。主な改正内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府の補償契約の締結と政府の援助に関する規定を10年延長。</li> <li>○ 賠償措置額を300億円から600億円に引き上げ。</li> <li>○ 原子力事業者として使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた者を追加。</li> </ul> <p>施行令の主な改正内容については次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加工・使用に係る特例額と区分を変更(プルトニウム、濃縮度5%以上の濃縮ウラン、ガラス固化体:120億円、それ以外の核燃料物質等:20億円)。</li> <li>○ 使用済燃料の貯蔵についての特例額(120億円)を新たに設定。</li> </ul>
平成19年の改正	<p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の改正を受け、施行令を改正。主な改正内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の埋設についての特例額(120億円)を新たに設定。</li> </ul>

賠償措置額の推移

		運転等の種類	平成20年4月1日～	平成12年1月1日～	平成2年1月1日～	昭和61年11月26日～	昭和55年1月1日～	昭和46年10月1日～	昭和37年3月15日～
本業行為及びそれに付随するサイト内の運搬、貯蔵、廃棄	原子炉の運転等	・熱出力1万Kw超	600億円	600億円	300億円	100億円	100億円	60億円	50億円
		・熱出力100Kw超～1万Kw以下	120億円	120億円	60億円	20億円	20億円	10億円	5億円
		・熱出力100Kw以下	20億円	20億円	10億円	2億円	2億円	1億円	1億円 (1Kw以下は1千万円)
	加工	・濃縮ウラン(濃縮度5%未満)	20億円	20億円	10億円	2億円	2億円	1億円	1千万円
		・プルトニウム	120億円	120億円	60億円				
		・濃縮ウラン(濃縮度5%以上)			10億円				
		再処理	600億円	600億円	300億円	100億円	100億円	60億円	—
	使用	濃縮ウラン(濃縮度5%未満)	20億円	20億円	10億円	2億円	2億円	1億円	1千万円
		・プルトニウム	120億円	120億円	60億円				
		・濃縮ウラン(濃縮度5%以上)			10億円				
		使用済燃料の貯蔵	120億円	120億円	—	—	—	—	—
	廃棄物埋設	ガラス固化体以外 (低レベル放射性廃棄物)	20億円	20億円	10億円	2億円	—	—	—
		ガラス固化体	120億円	—	—	—			
	廃棄物管理	ガラス固化体以外 (TRU廃棄物含む)	20億円	20億円	10億円	2億円	—	—	—
		ガラス固化体	120億円	120億円	60億円	20億円			
サイト外の行為	運搬	第15号以外	20億円	20億円	10億円	2億円	2億円	1億円	1千万円
		・プルトニウム ・濃縮ウラン(濃縮度5%以上) ・使用済燃料 ・ガラス固化体	120億円	120億円	60億円				
	貯蔵	第17号以外	20億円	20億円	—	—	—	—	—
		・プルトニウム ・濃縮ウラン(濃縮度5%以上) ・使用済燃料	120億円	120億円					
	廃棄	核燃料物質等	20億円	20億円	10億円	2億円	2億円	—	—

## JCO臨界事故時の原子力損害賠償対応の経緯

	JCO	東海村	茨城県	国
9月30日	10:35 臨界事故発生			
	11:15 関係機関に事故の第一報	12:15 村役場内に対策本部設置		
		12:30 屋内退避呼びかけ	12:30 記者発表 JCO臨界事故の可能性	
		15:00 JCO近接住民(約350m圏内)の避難要請	16:00 対策本部設置	15:00 科学技術庁など関係省庁による対策本部設置
			22:30 知事会見で、10km圏内の屋内退避を勧告	21:00 対策本部第1回会合(本部長:小淵総理(当時))
10月1日	6:14 臨界停止		16:30 10km屋内退避の解除	8:50頃 臨界終息確認 9:20 臨界終息宣言
10月2日		18:30 JCO近接住民(350m圏内)の避難解除	市場への出荷停止など、風評被害の情報が入り始める。	
		農産物等の出荷拒否を受けて、東海村村長から県知事に対して全国への安全宣言を要請。	18:30 東海村長の依頼を受けて、県知事が安全宣言を発表。	
10月4日	(科学技術庁の指導により)現地に相談窓口を設置(東海村内):被害状況を受け付けるのみの窓口(「被害等申出書」の受付)。			
10月5日			直接面談により相談を希望する人の便宜を図るため、10月5日からは、「県民相談センター(県庁3階)」、「臨界事故相談窓口(水戸合同庁舎)」を開設し、県民への支援体制を強化。	
10月7日				原子力安全委員会による事故調査委員会発足
10月8日		東海村農業委員会及び東海村集落実践委員会が、村内の農産物の被害等の状況調査を開始。		
10月15日				科学技術庁長官から住友金属鉱山社長に対し、被害者救済についてJCOの親会社として最大限の支援を行うよう要請。
10月18日		東海村農産物損害賠償対策協議会※がJCOに対し、農産物損害賠償請求(第1回)。(※JCOに対する損害賠償に関する交渉に当たるため、農業委員会・集落転作実践委員会が共同で発足させる)		

	JCO	東海村	茨城県	国
10月22日				「原子力損害調査研究会」を発足 ※損害認定及び損害賠償に関する法律家等の専門家により、原子力損害認定の円滑化を図るための検討を行う。  「原子力損害賠償紛争審査会」を設置 ※原子力損害賠償法に基づき、賠償に関する紛争が生じた場合に和解の仲介を行う。
10月25日～	被害の申し出を受け付ける一方で、既に申し出のあったものにつき、検査費用を自己負担した者や、避難要請のあった地域から順次案内を出し、具体的被害金額の裏づけとなる書面、資料等の提示の要請を始める。			
10月下旬				平成11年度第二次補正予算要望。 (原子力安全、防災対策関係 467億円)
11月4日				原子力安全委員会による健康管理検討委員会発足。
11月18日		東海村農産物損害賠償対策協議会がJCOに対し、農産物損害賠償請求(第2回)。		
11月19日				科学技術庁長官よりJCO社長に対し、賠償金等の公平かつ早期の支払いを要請。
12月8日		村主導により、村商工会が中心となって、「JCO臨界事故損害賠償対策協議会」を設置(会長:村上村長)。		
12月10日				補償対策への十分な対応を期すため「JCO臨界事故補償対策室」を設置。
				補償対策に関して、市町村、関係団体との連絡調整を図るため、「JCO臨界事故補償対策連絡会議」を設置(以後、解散するまで計5回連絡会議を開催)。
12月11日	JCOが「JCOの補償等の考え方と基準」を示す。(当初JCOは、研究会の指針ができるまでは賠償金の支払いは難しいという姿勢を取ったが、被害を受けた業界団体等の厳しい批判を受け、12月に入り、研究会の指針を待たずに独自に基準を打ち出す:10km圏内、1ヶ月間の損害を補償を基本とする内容)。 → 県全域に長期間に継続している被害の実態から到底受け入れられるものではなく反発が強まる結果に。			
12月13日	住友金属鉱山(株)社長より、科学技術庁長官に対し、JCOの補償に対する資金的援助を行う旨回答。			

	JCO	東海村	茨城県	国
12月15日	「交渉センター」と「相談センター」を開設。	風評対策、損害賠償の年内支払いに向けた速やかに適切な対策を講じるよう要望する要望書を官房長官及び科学技術庁長官に提出。		「原子力損害調査研究会」中間的な確認事項－営業損害に対する考え方を公表。
		JCO臨界事故損害賠償対策協議会がJCOに対し、JCO臨界事故損害賠償に係る要求を行う。(損害賠償及び補償は年内に行うこと、損害賠償及び補償の確定が年内に出来ないときは、被害者から提出された被害額に基づき概算で年内に支払うこと、風評被害の認定期間は設けず、風評による損害には全て対応すること等)。		
		JCO社長及び住友金属鉱山社長は、東海村長(JCO臨界事故損害賠償対策協議会会長)、東海村商工関係者、同農業関係者等との間で請求額の半分以上を年内に仮払いすることで合意。	県知事とJCO社長及び住友金属鉱山取締役総務部長は、 ①現在までに出ている賠償請求について、原則として請求額の半分以上を、年内に仮払いする。 ②具体的な手続き等については県に依頼すること。 ③年内に仮払いを行った後、最終的に基準を確定し、年明けに残りの支払いをすること に合意(原子力局長同席)。	JCO臨界事故被害者に対する補償に関し、衆議院本会議において、政府は被害者救済に万全を期すべきこと等を内容とする決議がなされる。
12月21日		東海村が設置したJCO臨界事故損害賠償対策協議会とJCOとの間で、仮払いの事務委託に関する覚書を締結(本事故の損害賠償請求金の仮払いとして715百万円を預託する、JCOに代わって協議会が損害賠償仮払い金を会員に支払う、仮払い金支払い後仮払い金に余剰金が生じた場合は戻入する等)		
12月22日～	補償金仮払い申請受付。	補償金仮払い申請受付(23日、24日、25日、26日で受付)。	補償金仮払い申請受付(22日、24日、25日、27日で受付)。	
12月24日				事故調査委員会による事故調査報告書提出。
12月30日	仮払いの振込み完了。 【仮払いの状況】 ①仮払い受付件数 2,722件(うち東海村対応分:726件) ②仮払い金額 約53.6億円(うち東海村対応分5.6億円)			
1月17日	県知事とJCO社長との間で、事故と相当因果関係が認められる被害については、適切な補償を行うことや補償金を確定するにあたっては市町村、関係団体の意見を十分尊重すること等の確認書を締結。		県知事とJCO社長との間で、事故と相当因果関係が認められる被害については、適切な補償を行うことや補償金を確定するにあたっては市町村、関係団体の意見を十分尊重すること等の確認書を締結。	
1月31日	補償金確定の窓口を開設(2月25日までの22日間)。		補償金確定の窓口を開設(2月25日までの22日間)。	

	JCO	東海村	茨城県	国
2月22日	東海村及びJCO臨界事故損害賠償対策協議会と、JCOとの間で、事故と相当因果関係が認められる被害については、適切な補償を行うことや補償金を確定するにあたっては村・協議会、関係団体の意見を十分尊重すること等の確認書を締結。	東海村及びJCO臨界事故損害賠償対策協議会と、JCOとの間で、事故と相当因果関係が認められる被害については、適切な補償を行うことや補償金を確定するにあたっては村・協議会、関係団体の意見を十分尊重すること等の確認書を締結。		
2月28日	東海村村内請求者に関しての、補償金確定の窓口を開設(3月4日までの6日間)。	東海村村内請求者に関しての、補償金確定の窓口を開設(3月4日までの6日間)。		
3月24日			JCO臨界事故補償対策連絡会議を解散。	
3月27日				原子力安全委員会健康管理検討委員会報告。
3月29日				「原子力損害調査研究会」が原子力損害調査研究報告書(最終報告書取りまとめ)公表。
3月31日	<b>【補償金確定の合意状況】</b> 平成12年3月31日現在 ①被害申出総数 約7,420件 ②除外件数(取り下げ、請求意思なし) 約900件 ③補償対象件数(①-②) 約6,520件 ④合意件数 約6,000件 合意率④/③ 約92.0% 合意金額 92.0億円 ⑤未合意件数(③-④) 約520件		JCO臨界事故補償対策室を廃止。	
平成12年度	~5月末 原子力損害賠償責任保険契約に基づき、日本原子力保険プールより契約上の上限額である10億円の保険金支払いが終了。			<b>【原子力損害賠償紛争審査会への申し立て】</b> ○案件A(納豆会社) 申し立て H12.8.14 和解の仲介の打ち切り H13.7.16 (18回の小委員会を開催)
				原子力災害対策特別措置法施行 (平成12年4月1日) 原子力災害に対する対策の強化を図る目的で新たに特別措置法を施行。
平成13年度以降	平成12年~平成15年にかけて10件の訴訟が提訴された(うち3件は仮払金が過大だったとしてJCOが返還請求したもの)。 ※健康被害について訴えたものは1件。  <b>【補償金確定の合意状況】</b> 平成20年3月31日現在 ①被害申出総数 約8,018件 ②除外件数(取り下げ、請求意思なし) 約1,035件 ③補償対象件数(①-②) 約6,983件 ④合意件数 約6,980件 合意率④/③ 約99.9% 合意金額 151.8億円 ⑤未合意件数(③-④) 約3件(係争中)			<b>【原子力損害賠償紛争審査会への申し立て】</b> ○案件B(納豆会社) 申し立て H13.5.8 和解の仲介の打ち切り H15.3.18 (10回の小委員会を開催)

原子力損害賠償に関する国際条約の概要

名称	改正パリ条約	改正ウィーン条約	CSC	原賠法	
目的	原子力事故に起因する損害を被った人に対して適当かつ公正な賠償を保証するとともに、平和目的の原子力の生産及び利用の開発が妨げられないことを確保すること。	原子力の特定の平和利用から生ずる損害に対し、財政的保護を提供するための最低限度の基準を設定し、各国憲法上及び法律上の制度の如何にかかわらず、各国間の友好的関係の発展に寄与すること。	ウィーン条約・パリ条約(いずれも改正を含む)・CSC 附属書に適合する国内法の下で、損害賠償額を拡大する観点から原子力損害賠償体制を補完し、世界的な責任制度を構築すること。	被害者保護と原子力産業の健全な発達	
締約国	フランス、ドイツ、イタリア、イギリス等の欧州のEU加盟国を中心とした旧条約締約15カ国＋スイスが署名 2004年採択、未発効	アルゼンチン、ベラルーシ、ラトビア、モロッコ、ルーマニア(5カ国) 1997年採択、2003年発効	アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アメリカ(4カ国、アメリカは2008年5月に批准) 1997年採択、未発効 ※発効要件:5カ国の批准と原子炉熱出力4億KW以上	1962年施行	
原子力損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡又は身体の傷害</li> <li>・財産の滅失又は毀損</li> <li>管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの</li> <li>・経済的損失</li> <li>・環境損害の原状回復措置費用</li> <li>・環境損害に基づく収入の喪失</li> <li>・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡又は身体の傷害</li> <li>・財産の滅失又は毀損</li> <li>管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの</li> <li>・経済的損失</li> <li>・環境損害の原状回復措置費用</li> <li>・環境損害に基づく収入の喪失</li> <li>・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害</li> <li>・環境汚染によって生じたものではない経済的損失であって民事責任に関する一般法で認められているもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡又は身体の傷害</li> <li>・財産の滅失又は毀損</li> <li>管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの</li> <li>・経済的損失</li> <li>・環境損害の原状回復措置費用</li> <li>・環境損害に基づく収入の喪失</li> <li>・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害</li> <li>・環境汚染によって生じたものではない経済的損失であって民事責任に関する一般法で認められているもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用(これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。)により生じた損害</li> </ul>	
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィーン条約及びジョイントプロトコル締約国であつて、パリ条約の非締約国</li> <li>・原子力事故の発生時に、自国の領域及び原子力施設を持たない非締約国</li> <li>・本条約と同じ原則に基づき同等の互恵的保護を与える有効な原子力責任立法を有するその他非締約国</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非締約国の領域における原子力損害にも適用</li> <li>・ただし、原子力事故時においてその領域、または排他的経済水域に原子力施設を有し、かつ、当該事故時において同等の相互的な利益を提供していない非締約国で被った原子力損害に対しては、施設国の法令により、この条約の適用除外とすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に締約国の領域内で生じた原子力損害に適用。</li> <li>・非締約国の領域で生じた原子力損害には適用しない。</li> </ul>		
賠償責任・賠償措置	責任の性質	・無過失責任	・無過失責任	・無過失責任	・無過失責任
	責任集中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への責任集中</li> <li>・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への責任集中</li> <li>・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への責任集中</li> <li>・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への責任集中</li> </ul>
	免責事由	・戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱	・戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱</li> <li>・異常に巨大な天災地変</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的動乱</li> <li>・異常に巨大な天災地変</li> </ul>
	責任限度額(賠償措置額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一事故あたりの責任限度額を7億ユーロ(約1146億円)を下回らない額とする。ただし、以下の例外あり。</li> <li>・新規加盟する国は、2004年の採択日から最長5年間は、国内法において3億5千万ユーロを下回らない額とすることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一事故あたりの責任限度額を3億SDR(約513億円)を下回らない額とする。ただし、以下の例外あり。</li> <li>・1億5千万SDRを下回らない額(3億SDRまでの公的資金が国により担保される場合)。</li> <li>・発効から15年間について、責任額の確保が困難な国のために、1億5千万SDRとすることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一事故あたりの責任限度額を3億SDR(約513億円)を下回らない額とする。ただし、以下の例外あり。</li> <li>・経過措置として最長10年間、1億5千万SDR以上とすることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉の運転(1万KW超) 600億円</li> <li>・原子炉の運転(100KW超1万KW以下) 120億円</li> <li>・原子炉の運転(100KW以下) 20億円</li> <li>・再処理 600億円</li> <li>・加工・使用(プルトニウム、高濃縮ウラン) 120億円</li> <li>・加工・使用(低濃縮ウラン) 20億円</li> <li>・使用済燃料の貯蔵 120億円</li> <li>・埋設・管理(ガラス固化体) 120億円</li> <li>・埋設・管理(低レベル放射性廃棄物) 20億円</li> <li>・運搬(ガラス固化体、使用済燃料、プルトニウム、高濃縮ウラン) 120億円</li> <li>・運搬(上記以外) 20億円</li> </ul>
	少額措置額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低リスクの原子力施設:7000万ユーロ(約112億円)</li> <li>・輸送:8000万ユーロ(約128億円)</li> <li>※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・500万SDR(約8.8億円)以上の額</li> <li>※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・500万SDR(約8.8億円)以上の額</li> <li>※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。</li> </ul>	
賠償措置	・保険、その他の資金的保証	・保険、その他の資金的保証	・保険、その他の資金的保証	・保険及び政府との補償契約、供託	
国家補償	・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償	・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償	・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償	・賠償措置額を超える損害については、必要があると認めるときに国が援助	
拠出金			<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な原子力損害が発生した場合、3億SDR(又は締約国がIAEAに登録したそれ以上の額)を超える部分には、一定の算式に基づく全締約国の拠出による補完基金が準備される。</li> <li>【補完基金:以下の合計金額】</li> <li>・施設国の原子力設備容量比例 = 原子炉熱出力1MW×300SDR</li> <li>・上記原子力設備容量比例の10% = 締約国の国連分担金負担率により配分</li> </ul>		
除斥期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡又は身体の傷害は、原子力事故の日から30年</li> <li>・その他の損害は、原子力事故の日から10年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡又は身体の傷害は、原子力事故の日から30年</li> <li>・その他の損害は、原子力事故の日から10年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事故の日から10年(賠償措置・国の補償が10年より長い期間あれば、その期間でも可)</li> </ul>	・民法724条後段より不法行為の時から20年	
裁判管轄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、その領域(EEZを含む)で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。</li> <li>・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、その領域(EEZを含む)で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。</li> <li>・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、その領域(EEZを含む)で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。</li> <li>・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。</li> </ul>		

## 主要各国の原子力損害賠償制度の概要

※日本円換算額は平成19年の外国為替相場の年間平均を用いて算出している。なお、SDRIについては平成18年度・平成19年度の2カ年の平均を用いて算出している(具体的な算出方法についてはP35参照)。

国名		日本	イギリス	フランス	ドイツ	スイス	アメリカ	韓国	中国	
条約締結状況			・パリ条約(批准) ・ブラッセル補足条約(批准) ・改正パリ条約(署名)	・パリ条約(批准) ・ブラッセル補足条約(批准) ・改正パリ条約(署名)	・パリ条約(批准) ・ブラッセル補足条約(批准) ・改正パリ条約(署名)	・パリ条約(署名) ・ブラッセル補足条約(署名) ・改正パリ条約(署名)	・CSC(批准)			
原賠法	事業者責任	有・無限	無限	有限	有限	無限	無限	有限	有限	有限
		責任額	-	賠償措置額と同額	賠償措置額と同額	-	-	賠償措置額と同額	3億 SDR (約528億円)	賠償措置額と同額
	賠償措置額	原通貨	600億円	£ 1.4億	FF 6億 (€91.5百万)	€25億 ・民間保険 : € 256百万 ・事業者共済 : €2244百万	CHF 11億	\$ 125.2億 ・民間保険 : \$ 3 億 ・事業者共済 : \$122.2億	500億 KRW	RMB 3億
		円貨	600億円	約325億円	約146億円	約3994億円 ・民間保険 : 約 409億円 ・事業者共済 : 約3585億円	約1070億円	約14628億円 ・民間保険 : 約 351 億円 ・事業者共済 : 約14277億円	約62.6億円	約46.5億円
	公的補償	内容	・損害額の賠償措置額超過時は、必要と認める場合に援助	・損害額の賠償措置額超過時は、ブラッセル条約に基づく海外負担金を含めて下記限度額まで補償	・損害額の措置額超過時は、ブラッセル条約に基づく海外負担金を含めて下記限度額まで補償	・事業者の措置が機能しない場合に補償	・損害額の賠償措置額超過時や事業者の措置が機能しない場合に補償	・大統領設置の調査委員会報告書に基づく補償	・損害額の賠償措置額超過時は必要と認められる場合に援助	・損害額の賠償措置額超過時は援助
		限度額	-	3億SDR (約528億円)	3億SDR (約528億円)	€25億 (約3994億円)	CHF 11億 (約1070億円)	-	-	RMB 8億 (約124億円)
免責事項		・社会的動乱 ・異常に巨大な天災・地変	・武力紛争の過程における敵対行為	・武力紛争、戦争行為、暴動又は内戦 ・例外的性質を持つ重大な自然災害	-	・被害者の故意・重過失	・戦争行為	・国家間の武力衝突、敵対行為、内乱または反乱	・社会的動乱 ・異常に巨大な天災	
少額特例措置		有	有	有	有	有	有	有	有	
基数 (2007年12月現在)		・運転中: 53基 ・建設・計画中: 13基 (合計出力: 65.3百万Kw)	・運転中: 19基 ・建設・計画中: 0基 (合計出力: 11百万Kw)	・運転中: 59基 ・建設・計画中: 1基 (合計出力: 65百万Kw)	・運転中: 17基 ・建設・計画中: 0基 (合計出力: 20.3百万Kw)	・運転中: 5基 ・建設・計画中: 0基 (合計出力: 3.2百万Kw)	・運転中: 104基 ・建設・計画中: 7基 (合計出力: 109.2百万Kw)	・運転中: 20基 ・建設・計画中: 8基 (合計出力: 27.5百万Kw)	・運転中: 11基 ・建設・計画中: 35基 (合計出力: 45.1百万Kw)	

○原子力損害の賠償に関する法律

(昭和三十六年法律第四百七十七号)

原子力損害の賠償に関する法律をここに公布する。

原子力損害の賠償に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 原子力損害賠償責任(第三条―第五条)

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置(第六条―第七条の二)

第二節 原子力損害賠償責任保険契約(第八条・第九条)

第三節 原子力損害賠償補償契約(第十条・第十一

条)

第四節 供託(第十二条―第十五条)

第四章 国の措置(第十六条・第十七条)

第五章 原子力損害賠償紛争審査会(第十八条)

第六章 雑則(第十九条―第二十三条)

第七章 罰則(第二十四条―第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害

が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を

定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の

健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次

の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料

物質又は核燃料物質によつて汚染された物(原子核分

裂生成物を含む。第五号において同じ。)の運搬、貯蔵

又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。

一 原子炉の運転

二 加工

三 再処理

四 核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物

(次項及び次条第二項において「核燃料物質等」と

いう。)の廃棄

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質

の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線

の作用若しくは毒性的作用(これらを摂取し、又は吸

入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼす

ものをいう。)により生じた損害をいう。ただし、次条

の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事

業者の受けた損害を除く。

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号

に掲げる者(これらの者であつた者を含む。)をいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す

る法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「規

制法」という。)第二十三条第一項の許可(規制法第

七十六条の規定により読み替えて適用される同項の

規定による国に対する承認を含む。)を受けた者(規

制法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者と

みなされた者を含む。)

二 規制法第二十三条の二第一項の許可を受けた者

三 規制法第十三条第一項の許可(規制法第七十六条

の規定により読み替えて適用される同項の規定によ

る国に対する承認を含む。)を受けた者

四 規制法第四十三条の四第一項の許可(規制法第七

十六条の規定により読み替えて適用される同項の規

定による国に対する承認を含む。)を受けた者

五 規制法第四十四条第一項の指定(規制法第七十六

条の規定により読み替えて適用される同項の規定に

よる国に対する承認を含む。)を受けた者

六 規制法第五十一条の二第一項の許可(規制法第七

十六条の規定により読み替えて適用される同項の規

定による国に対する承認を含む。)を受けた者

七 規制法第五十二条第一項の許可(規制法第七十六

条の規定により読み替えて適用される同項の規定に

よる国に対する承認を含む。)を受けた者

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法(昭

和三十年法律第八十六号)第三条第四号に規定する

原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に

規定する核燃料物質(規制法第二条第八項に規定する

使用済燃料を含む。)をいい、「加工」とは、規制法第

二条第七項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規

制法第二条第八項に規定する再処理をいい、「使用済燃

料の貯蔵」とは、規制法第四十三条の四第一項に規定

する使用済燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料

物質によつて汚染された物の廃棄」とは、規制法第五

十一条の二第一項に規定する廃棄物施設又は廃棄物管

理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号

に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子

力船」とは、規制法第二十三条の二第一項に規定する

原子力船又は外国原子力船をいう。

第二章 原子力損害賠償責任

(無過失責任、責任の集中等)

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等によ

り原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に

係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的

動乱によつて生じたものであるときは、この限りでな

い。

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の

核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、

当該原子力事業者間に特約がない限り、当該核燃料物

質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償す

る責めに任ずる。

第四条 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。

2 前条第一項の場合において、第七条の二第二項に規定する損害賠償措置を講じて本邦の水域に外国原子力船を立ち入らせる原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額は、同項に規定する額までとする。

3 原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第七百九十八条第一項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）及び製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は、適用しない。

（求償権）

第五条 第三条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げない。

### 第三章 損害賠償措置

#### 第一節 損害賠償措置

（損害賠償措置を講ずべき義務）

第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

（損害賠償措置の内容）

第七条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり六百億円（政令で定める原子炉の運転等については、六百億円以内で政令で定める金額とする。

以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて文部科学大臣の承認を受けたものとする。

2 文部科学大臣は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てべき金額が賠償措置額未満となつた場合において、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命ずることができる。

3 前項に規定する場合においては、同項の規定による命令がなされるまでの間（同項の規定による命令がなされた場合においては、当該命令により指定された期限までの間）は、前条の規定は、適用しない。

第七条の二 原子力船を外国の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結その他の措置であつて、当該原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額の原子力損害を賠償するに足りる措置として文部科学大臣の承認を受けたものとする。

2 外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、当該外国原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額（原子力損害の発生の原因となつた事実一について三百六十億円を下らないものとする。）の原子力損害を賠償するに足りる措置として文部科学大臣の承認を受けたものとする。

#### 第二節 原子力損害賠償責任保険契約

（原子力損害賠償責任保険契約）

第八条 原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償

の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等）で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。）がうめることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第九条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払つた限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差し押える場合は、この限りでない。

#### 第三節 原子力損害賠償補償契約

（原子力損害賠償補償契約）

第十条 原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

第十一条 第九条の規定は、補償契約に基づく補償金について準用する。

#### 第四節 供託

（供託）

第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は文部科学省令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百十九条第一項に規定する振替社債等を含む。以下この節において同じ。）によりするものとする。

○株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成一六年法律第八八号）

#### 附 則（抄）

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。【↓平成二十一年一月見込み】

第八十三条 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十二条第一項中「第二百十九条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

第十二条第一項中「振替社債等」を「振替債」に改める。

##### （供託物の還付）

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に関し、前条の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

（供託物の取りもどし）

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合において、文部科学大臣の承認を受けて、第十二条の規

定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

- 一 原子力損害を賠償したとき。
- 二 供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき。
- 三 原子炉の運転をやめたとき。

2 文部科学大臣は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

（文部科学省令・法務省令への委任）

第十五条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、文部科学省令・法務省令で定める。

#### 第四章 国の措置

（国の措置）

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようとするものとする。

#### 第五章 原子力損害賠償紛争審査会

（原子力損害賠償紛争審査会）

第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛

争が生じた場合における和解の仲介を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- 一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行なうこと。
- 二 前号に掲げる事務を行なうため必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 雑則

（国会に対する報告及び意見書の提出）

第十九条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならぬ。

2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会又は原子力安全委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

（第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用）

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成二十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

（報告徴収及び立入検査）

第二十一条 文部科学大臣は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所若しくは原子力船に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることが

できる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経済産業大臣又は国土交通大臣との協議)

第二十二條 文部科学大臣は、第七條第一項若しくは第七條の二第一項若しくは第二項の規定による処分又は第七條第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉の運転、加工、再処理、使用済燃料の貯蔵又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に係るものについては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に係るものについては国土交通大臣に協議しなければならない。

(国に対する適用除外)

第二十三條 第三章、第十六條及び次章の規定は、国に適用しない。

## 第七章 罰則

第二十四條 第六條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 二 第二十一條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

## 附則(抄)

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後この法律の規定による改正前の規制法第二十六條

第一項(同法第二十三條第二項第九号に係る部分を含む。)の規定がその効力を失う前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(他の法律による給付との調整等)

第四條 第三條の場合において、同條の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者(以下この条において単に「原子力事業者」という。)の従業員が原子力損害を受け、当該従業員又はその遺族がその損害のてん補に相当する労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による給付その他法令の規定による給付であつて政令で定めるもの(以下この条において「災害補償給付」という。)を受けるときは、当該従業員又はその遺族に係る原子力損害の賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

- 一 原子力事業者は、原子力事業者の従業員又はその遺族の災害補償給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該災害補償給付を受けるときまでの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該災害補償給付の価額となるべき額の限度で、その賠償の履行をしないことができる。
- 二 前号の場合において、災害補償給付の支給があつたときは、原子力事業者は、その損害の発生時から当該災害補償給付が支給された時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算

した額が当該災害補償給付の価額となるべき額の限度で、その損害の賠償の責めを免れる。

2 原子力事業者の従業員が原子力損害を受けた場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、当該従業員又はその遺族に対し災害補償給付を支給した者は、当該第三者に対して求償権を有する。

○原子力損害の賠償に関する法律施行令  
(昭和三十七年政令第四十四号)

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(原子炉の運転等)

第一条 原子力損害の賠償に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次の行為(第一号から第五号までに掲げる行為については、それぞれ、当該行為が行われる工場又は事業所において当該行為に付随してする第六号イからハまでに掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄を含む。)とする。

- 一 原子炉の運転
- 二 次に掲げる核燃料物質の加工

イ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が天然の比率をこえ百分の五に達しないウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が二千グラム以上のもの

ロ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が百分の五以上のウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が八百グラム以上のもの

ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてプルトニウムの量が五百グラム以上のもの

- 三 再処理
- 四 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質の使用
- 四の二 使用済燃料の貯蔵
- 五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。次号において「規制法」という。)第五十一条の二第一項第三号に規定する廃棄物埋設及び廃棄物管理(以下それぞれ「廃棄物埋設」及び「廃棄物管理」という。)

六 前各号に掲げる行為が行われる工場又は事業所の外においてそれぞれ当該行為に付随してする次に掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄(前各号に掲げる行為が行われる他の原子力事業者の工場又は事業所において当該他の原子力事業者がそれぞれ当該行為に付随してするものに該当する場合におけるものを除く。)

イ 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質

ロ 規制法第二条第八項に規定する使用済燃料

ハ 核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。)

(賠償措置額)

第二条 法第七条第一項に規定する政令で定める原子炉の運転等は次の表の各号に規定する原子炉の運転等とし、当該原子炉の運転等について同項に規定する政令で定める金額は当該原子炉の運転等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。ただし、同一の工場又は事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。第一号において同じ。)に係る原子炉の運転等が第一号から第十三号までの各号の二以上の号に該当するときは、当該原子炉の運転等に係る当該金額は、その最も大きい金額とする。

一	熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転(当該原子炉の運転に付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(以下「核燃料物質等」という。))の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。	六百億円
---	--	------

八	前条第二号ロ又はハに掲げる核燃料	百二十億
七	核燃料物質の使用(次号に該当するものを除くものとし、当該核燃料物質の使用に付随してする核燃料物質等の当該核燃料物質の使用が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。)	二十億円
六	再処理(当該再処理に付随してする核燃料物質等の当該再処理が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。)	六百億円
五	前条第二号ロ又はハに掲げる核燃料物質の加工(当該加工に付随してする核燃料物質等の当該加工が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。)	百二十億円
四	加工(次号に該当するものを除くものとし、当該加工に付随してする核燃料物質等の当該加工が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。)	二十億円
三	熱出力が百キロワット以下の原子炉の運転	二十億円
二	熱出力が百キロワットを超え一萬キロワット以下の原子炉の運転	百二十億円
	次号及び第三号において同じ。)	



- 一 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定による給付
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による給付であつて職務上の事由によるもの

附 則（抄）

- 1 この政令は、法の施行の日（昭和三十七年三月十五日）から施行する。

○原子力損害賠償補償契約に関する法律

(昭和三十六年法律第四百十八号)

(定義)

第一条 この法律において「原子炉の運転等」とは、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七号。以下「賠償法」という。)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項に規定する原子力事業者(同項第二号に掲げる者を除く。)をいい、「原子力船」とは、賠償法第二条第四項に規定する原子力船をいい、「損害賠償措置」とは、賠償法第六条に規定する損害賠償措置をいい、「賠償措置額」とは、賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額をいい、「責任保険契約」とは、賠償法第八条に規定する責任保険契約をいう。

(原子力損害賠償補償契約)

第二条 政府は、原子力事業者を相手方として、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結することができる。

(補償損失)

第三条 政府が前条の契約(以下「補償契約」という。)により補償する損失は、次の各号に掲げる原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失(以下「補償損失」という。)とする。

- 一 地震又は噴火によつて生じた原子力損害
- 二 正常運転(政令で定める状態において行なわれる原子炉の運転等をいう。)によつて生じた原子力損害

三 その発生の原因となつた事実に関する限り責任保険契約によつてうめることができる原子力損害であつてその発生の原因となつた事実があつた日から十年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかつたことについてやむをえない理由がある場合に限る。)

四 原子力船の外国の水域への立入りに伴い生じた原子力損害であつて、賠償法第七条第一項に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償するための措置(賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償措置の一部として認められるものに限る。)によつてはうめることができないもの

五 前各号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの

(補償契約金額)

第四条 前条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約に係る契約金額(以下「補償契約金額」という。)は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額(損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により、他の補償契約が締結されている場合においては当該他の補償契約の締結により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額)とする。

2 前条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約金額は、賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償措置の金額に相当する金額(賠償法第七条第一項に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償するための措置が賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償措置の一部として認められる場合においては、当該原子力損害を賠償するための措置の金額を控除した金額)

とする。

(補償契約の期間)

第五条 第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、その締結の時から当該補償契約に係る原子炉の運転等をやめる時までとする。

2 第三条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、原子力船が本邦の水域を離れる時から本邦の水域に戻る時までの期間内とする。

(補償料)

第六条 補償料の額は、一年当たり、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(補償金)

第七条 政府が補償契約により補償する金額は、当該補償契約の期間内における原子炉の運転等により与えた原子力損害に係る補償損失について補償契約金額までとする。

2 政府が第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償損失を補償する場合において、当該補償に係る原子力損害と同一の原因によつて発生した原子力損害について責任保険契約によつてうめられる金額があるときは、当該補償損失について補償契約により支払う補償金の額の合計額は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額(当該損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額)から当該責任保険契約によつてうめられる金額を控除した金額をこえないものとする。

(補償契約の締結の限度)

第八条 政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係

る補償契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

(通知)

第九条 原子力事業者は、補償契約の締結に際し、政令で定めるところにより、原子炉の運転等に関する重要な事実を政府に対し通知しなければならない。通知した事実に変更を生じたときも、同様とする。

(政令への委任)

第十条 補償契約の締結並びに補償料の納付の時期、補償金の支払の時期その他補償料の納付及び補償金の支払に関し必要な事項は、政令で定める。

(時効)

第十一条 補償金の支払を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

○保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十年法律第五十七号)による改正後

(時効)

第十一条 補償金の支払を受ける権利は、三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位等)

第十二条 政府は、補償契約により補償した場合において、当該補償契約の相手方である原子力事業者が第三者に対して求償権を有するときは、補償した金額を限度として当該権利を取得する。原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、その支払を受けた金額の限度で、補償の義務を免れる。

○保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十年法律第五十七号)による改正後

(代位等)

第十二条 政府は、補償契約により補償した場合において、当該補償契約の相手方である原子力事業者が第三者に対して求償権を有するときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

一 政府が補償した金額

二 当該求償権の金額(前号に掲げる金額が当該補償契約により補償する補償損失の金額に不足するときは、当該求償権の金額から当該不足金額を控除した金額)

2 補償契約の相手方である原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の限度で、補償の義務を免れる。

一 当該原子力事業者が当該求償権の行使により支払を受けた金額

二 当該補償契約により補償する補償損失について第七条の規定により政府が補償の義務を負う金額(前号に掲げる金額が当該補償損失の金額に不足するときは、当該政府が補償の義務を負う金額から当該不足金額を控除した金額)

(補償金の返還)

第十三条 政府は、次の各号に掲げる原子力損害に係る補償損失について補償金を支払ったときは、原子力事業者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

一 補償契約の相手方である原子力事業者が第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をした場合において、その通知を怠り、又は虚偽の通知をした事実に基づく原子力損害

二 政府が第十五条の規定により補償契約を解除した場合において、原子力事業者が、その解除の通知を

受けた日から解除の効力が生ずる日の前日までの間における原子炉の運転等により与えた原子力損害(補償契約の解除)

第十四条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が当該補償契約の締結を含む損害賠償措置以外の損害賠償措置を講じた場合においては、当該補償契約の解除の申込みに応ずることができ、又は当該補償契約を解除することができる。

2 前項の規定による補償契約の解除は、将来に向つてその効力を生ずる。

第十五条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号の一に該当するときは、当該補償契約を解除することができる。

一 賠償法第六条の規定に違反したとき。

二 補償料の納付を怠ったとき。

三 第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号。第十七条第二項において「規制法」という。)第二十一条の二、第三十五条、第四十三条の十八、第四十八条、第五十一条の十六、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項又は第五十九条第一項の規定により講ずべき措置を講ずることを怠ったとき。

五 補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したとき。

2 前項の規定による補償契約の解除は、当該補償契約の相手方である原子力事業者が解除の通知を受けた日から起算して九十日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

(過怠金)

第十六条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業

者が補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより、過怠金を徴収することができる。

(業務の管掌)

第十七条 この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

2 文部科学大臣は、第十五条の規定による補償契約の解除については、あらかじめ、発電の用に供する原子炉(原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。)の運転、加工(規制法第二条第七項に規定する加工をいう。)、再処理(規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。)、使用済燃料の貯蔵(規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいう。)又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄(規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいう。)に係るものにあつては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に係るものにあつては国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

#### 附 則

この法律は、原子力損害の賠償に関する法律の施行の日から施行する。

○原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令  
(昭和三十七年政令第四十五号)

内閣は、原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第四百十八号)の規定に基づき、この政令を制定する。

(補償損失)

第一条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(以下「法」という。)第三条第二号に規定する政令で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第二十一条の二、第二十二条第四項、第二十二条の六第二項において準用する第十二条の二第四項、第三十五条、第三十七条第四項、第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十三条の十八、第四十三条の二十四第四項、第四十三条の二十五第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十八条、第五十条第四項、第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十一条の十六、第五十一条の十八第四項、第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十六条の三第四項、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八條第一項、第五十九条第一項又は第六十条第一項若しくは第二項の規定の違反で原子力損害の発生

- の原因となるものがないこと。
- 二 原子炉の運転等の用に供する施設の損傷で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。
- 三 天災地変又は第三者の行為で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。

第二条 法第三条第五号に規定する原子力損害であつて

政令で定めるものは、津波によつて生じた原子力損害とする。

(補償料率)

第三条 法第六条に規定する政令で定める料率(以下「補償料率」という。)は、万分の五(大学又は高等専門学校における原子炉の運転等に係る補償契約については、万分の二・五)とする。

2 補償料の納付の期日において当該補償契約により原子力損害の賠償に充てることができる金額が当該補償契約の補償契約金額に満たない場合においては、当該補償契約の補償料率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する料率に、当該充てることができる金額を当該補償契約の補償契約金額で除して得た数を乗じて得た料率とする。

(通知)

第四条 原子力事業者は、法第九条の規定により、次に掲げる事項を政府に対し通知しなければならない。

- 一 原子炉の運転に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 原子炉の使用の目的
- ロ 原子炉の型式、熱出力及び基数
- ハ 原子炉を設置する工場又は事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船業者の工場又は事業所)の名称及び所在地
- ニ 原子炉施設の位置、構造及び設備
- ホ 原子炉の運転の開始時期及び予定終了時期
- ヘ 原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- ト 使用済燃料の処分方法
- チ 責任保険契約に関する事項
- 二 加工に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 加工施設を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

ロ 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法

- ハ 加工の開始時期及び予定終了時期
- ニ 加工する核燃料物質の種類及びその年間予定加工量
- ホ 責任保険契約に関する事項
- 三 再処理に係る補償契約については、次に掲げる事項

- イ 再処理施設を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- ロ 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法
- ハ 再処理の開始時期及び予定終了時期
- ニ 再処理をする使用済燃料の種類及びその年間予定再処理量
- ホ 責任保険契約に関する事項

- 四 核燃料物質の使用に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 使用の目的及び方法
- ロ 使用の場所
- ハ 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造及び設備
- ニ 使用の開始時期及び予定終了時期
- ホ 使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- ヘ 使用済燃料の処分方法
- ト 責任保険契約に関する事項
- 五 使用済燃料の貯蔵に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所の名称及び所在地
- ロ 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法

- ハ 使用済燃料の貯蔵の開始時期及び予定終了時期
- ニ 貯蔵する使用済燃料の種類及び数量
- ホ 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法
- ヘ 責任保険契約に関する事項
- 六 廃棄物埋設又は廃棄物管理に係る補償契約については、次に掲げる事項
  - イ 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置する事業所の名称及び所在地
  - ロ 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法
  - ハ 廃棄物埋設又は廃棄物管理の開始時期及び予定終了時期
  - ニ 廃棄物埋設又は廃棄物管理により廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下この条において同じ。）の種類及び数量
  - ホ 責任保険契約に関する事項
- 七 原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）第一条第六号に規定する運搬に係る補償契約については、次に掲げる事項
  - イ 運搬の経路及び方法
  - ロ 運搬の開始時期及び予定終了時期
  - ハ 運搬する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量
  - ニ 責任保険契約に関する事項
- 八 原子力損害の賠償に関する法律施行令第一条第六号に規定する貯蔵に係る補償契約については、次に掲げる事項
  - イ 貯蔵の場所及び方法
  - ロ 貯蔵の開始時期及び予定終了時期
  - ハ 貯蔵する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量
  - ニ 責任保険契約に関する事項

- 九 原子力損害の賠償に関する法律施行令第一条第六号に規定する廃棄に係る補償契約については、次に掲げる事項
  - イ 廃棄の場所及び方法
  - ロ 廃棄の開始時期及び予定終了時期
  - ハ 廃棄に係る核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬の経路及び方法並びに当該運搬の開始時期及び予定終了時期
  - ニ 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量
  - ホ 責任保険契約に関する事項
- （補償料の納付）
- 第五条 原子力事業者は、補償契約の締結の日及びその後毎年その日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）までに、それぞれの日から始まる一年間（それぞれの日からの補償契約の期間が一年間に満たない場合は、その期間）に応ずる補償料を国庫に納付しなければならない。
- （補償金の支払）
- 第六条 文部科学大臣は、原子力事業者から補償金の支払の請求があつた場合は、当該請求があつた日から三十日以内に補償金を支払わなければならない。ただし、やむをえない理由がある場合は、この限りでない。
- （補償金の返還）
- 第七条 文部科学大臣は、法第十三条の規定により、補償金を支払つた日から一年以内に、当該補償金の額に相当する金額を返還させるものとする。
- 第八条 削除
- （補償契約の解除）
- 第九条 法第十五条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、原子力損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、原子力損害の防止又は軽減のために必要な措置を講ずることとする。

- （過怠金）
- 第十条 法第十六条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 原子力損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、原子力損害の防止又は軽減のために必要な措置を講ずること。
  - 二 損害賠償の責任の全部又は一部を承認しようとする場合において、あらかじめ、文部科学大臣の承認を受けること。
  - 三 原子力損害が発生した場合において、直ちにその発生の日時、場所及び損害の状況を文部科学大臣に通知すること。
  - 四 損害賠償の責任に関する訴訟を提起し、又は提起された場合において、直ちにその旨を文部科学大臣に通知すること。
- 第十一条 文部科学大臣は、法第十六条の規定により、原子力事業者が補償金の支払を受けた日以後において、次の各号に掲げる金額を限度として過怠金を徴収することができる。
  - 一 補償契約の条項で前条第一号又は第二号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、補償金の額の十分の一に相当する金額
  - 二 補償契約の条項で前条第三号又は第四号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、十万円

**附 則**

この政令は、法の施行の日（昭和三十七年三月十五日）から施行する。

○原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令

(昭和五十四年政令第二百八十一号)

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)第十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(審査会の組織)

第一条 原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、人格が高潔であつて、法律、医療又は原子力工学その他の原子力関連技術に関する学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命する。

3 委員は、原子力損害の賠償に関する法律(以下「法」という。)第十八条第二項の事務の処理が終了したときは、文部科学大臣が解任する。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第二条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議決)

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、会長又は前条第四項の規定により会長の職務を代理する者のほか、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第四条 審査会に、法第十八条第二項第二号に規定する原子力損害の調査及び評価を行わせるため、専門委員

を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

3 第一条第三項及び第四項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、同条第三項中「原子力損害の賠償に関する法律(以下「法」という。)第十八条第二項の事務」とあるのは、「第四条第一項の事務」と読み替えるものとする。

(和解の仲介の申立て)

第五条 原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合において、審査会に対し和解の仲介の申立てをしようとする紛争の当事者は、次の事項を記載した申立書を審査会に提出しなければならない。

一 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 当事者の一方から和解の仲介の申立てをしようとするときは、他の当事者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 和解の仲介を求める事項及び理由

四 紛争の問題点及び交渉経過の概要

五 申立ての年月日

六 その他和解の仲介に関し参考となる事項

(代表者の選定)

第六条 和解の仲介の申立てに係る当事者が多数である場合においては、当該当事者は、そのうちから一人若しくは数人の代表者を選定し、又はその選定した代表者を変更することができる。

2 代表者は、各自、他の当事者のために、和解の仲介の申立ての取下げ又は和解の締結を除き、当該和解の仲介の申立てに係る一切の行為をすることができる。

3 代表者が選定されたときは、当事者は、代表者を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

4 第一項の規定による代表者の選定及びその変更は、

書面をもつて証明しなければならない。

(和解の仲介の開始)

第七条 審査会は、第五条に規定する申立書の提出があつた場合のほか、原子力損害の賠償に関する紛争が生じた場合において審査会が和解の仲介を行う必要があると認めるときは、和解の仲介を行うものとする。

2 審査会は、第五条の規定により当事者の一方から和解の仲介の申立てがあつたときは申立書の写しを添えて他の当事者に対し、前項の規定により和解の仲介を行う必要があると認めるときは当事者の双方に対し、それぞれ、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(申立ての分離又は併合)

第八条 審査会は、適当と認めるときは、和解の仲介の手続を分離し、又は併合することができる。

2 審査会は、前項の規定により和解の仲介の手続を分離し、又は併合したときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(参加)

第九条 原子力損害の賠償に関する紛争につき和解の仲介の手続に係属している場合において、利害関係を有する第三者は、審査会の許可を得て、当事者として当該和解の仲介の手続に参加することができる。

2 審査会は、前項の許可をするときは、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定により参加の申立てをしようとする者は、次の事項を記載した申立書を審査会に提出しなければならない。

一 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 参加の申立てをする和解の仲介の事案の表示及び和解の仲介を求める理由

三 申立ての年月日

四 その他和解の仲介に関し参考となる事項

4 審査会は、第一項の規定による参加の申立てがあつたときは参加の申立書の写しを添えて当事者に対し、参加の可否の決定をしたときは当事者に対し、それぞれ、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならぬ。

(和解の仲介をしない場合)

第十条 審査会は、申立てに係る紛争がその性質上和解の仲介するのに適當でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたと認めるときは、和解の仲介をしないことができる。

2 審査会は、前項の規定により和解の仲介をしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(和解の仲介の打ち切り)

第十一条 審査会は、申立てに係る紛争が解決される見込みがないと認めるときは、和解の仲介を打ち切ることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「和解の仲介をしないものとしたとき」とあるのは、「和解の仲介を打ち切つたとき」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十二条 審査会の庶務は、文部科学省研究開発局原子力計画課において処理する。

(雑則)

第十三条 この政令に定めるもののほか、審査会の運営並びに和解の仲介の申立て及びその処理の手續に關し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令

(平成十一年政令第三百三十二号)

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七号)第十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十一年九月三十日及び同年十月一日に茨城県那珂郡東海村大字石神外宿二千六百番地所在の株式会社ジェー・シー・オー東海事業所において発生した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第十三条第二項第二号に規定する加工施設の事故に関して原子力損害の賠償に関する法律第十八条第一項に規定する和解の仲介を行わせるため、文部科学省に、当分の間、原子力損害賠償紛争審査会を置く。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。